

令和 6 年度

山梨県公立高等学校
山梨県立特別支援学校高等部

入学者選抜実施要項

山梨県教育委員会

令和6年度公立高等学校入学者選抜日程(全日制・定時制課程)

通常日程											
令和6年 1月			令和6年 2月			令和6年 3月			通信制		
1 月			1 木	前期募集検査		1 金					
2 火			2 金			2 土					
3 水			3 土			3 日					
4 木			4 日			4 月					
5 金			5 月			5 火	全日制後期募集検査・定時制検査				
6 土			6 火			6 水	定時制検査				
7 日			7 水			7 木					
8 月 成人の日			8 木			8 金					
9 火			9 金	前期募集内定		9 土	追検査				
10 水			10 土			10 日					
11 木			11 日	建国記念の日		11 月			1期出願期間		
12 金			12 月	振替休日		12 火	入学許可予定者発表				
13 土			13 火			13 水					
14 日			14 水			14 木					
15 月			15 木			15 金	全日制再募集検査				
16 火			16 金			16 土					
17 水			17 土			17 日					
18 木			18 日			18 月					
19 金			19 月			19 火	全日制再募集入学許可予定者発表				
20 土			20 火			20 水	春分の日				
21 日			21 水			21 木					
22 月			22 木			22 金	定時制再募集検査				
23 火			23 金 天皇誕生日			23 土					
24 水			24 土			24 日					
25 木			25 日			25 月			2期出願期間		
26 金			26 月			26 火	定時制再募集 入学許可予定者発表				
27 土			27 火			27 水			2期出願期間		
28 日			28 水			28 木			2期検査		
29 月			29 木			29 金					
30 火						30 土					
31 水						31 日					
通信制2期発表:4月4日(木)											

* 前期募集検査について、検査を1日で実施する場合は、2月1日(木)に実施する。

受検生が安全・安心に受検できる環境を確保するため、基本事項において通常日程として定めた日程のうち、令和6年3月9日(土)以降については、感染症罹患者の回復期間に配慮し、日程を変更して実施する。

変更日程			
3月	全日制	定時制	通信制
9 土			
10 日			
11 月			
12 火	追検査	追検査	
13 水		(追検査)	
14 木	入学許可予定者発表	入学許可予定者発表	入学許可予定者発表
15 金	再募集出願期間		1期検査
16 土			
17 日			
18 月	再募集出願期間		
19 火	再募集検査	再募集出願期間	1期発表
20 水	春分の日		
21 木	再募集入学許可予定者発表	再募集出願期間	
22 金		再募集出願期間	
23 土			
24 日			
25 月		再募集検査	
26 火			
27 水		再募集入学許可予定者発表	2期出願期間
28 木			
29 金			2期検査
30 土			
31 日			
通信制2期発表:4月4日(木)			

目 次

令和6年度山梨県公立高等学校入学者選抜実施要項

◎全日制・定時制・通信制の課程

I	募集定員	1	第4	高等学校長の措置	19
II	全日制の課程における前期募集	1	第5	調査書及び5段階評定集計表	19
第1	募集人員	1	第6	検査	20
第2	出願資格	1	第7	追検査	21
第3	出願方法	1	第8	選抜方法	22
第4	高等学校長の措置	4	第9	入学許可予定者の発表	22
第5	調査書及び5段階評定集計表	4	VI	定時制の課程における再募集	22
第6	学習活動及び生活状況に関する所見	5	第1	実施校	22
第7	検査	5	第2	募集人員等	22
第8	選抜方法	5	第3	出願資格	22
第9	入学許可予定者の内定期日	6	第4	出願方法	22
第10	後期募集への出願	6	第5	高等学校長の措置	23
第11	入学許可予定者の発表	6	第6	検査	23
III	全日制の課程における後期募集	6	第7	選抜方法	23
第1	募集人員	6	第8	入学許可予定者の発表	23
第2	出願資格	6	VII	通信制の課程における入学者選抜	23
第3	出願方法	6	第1	学校名	23
第4	志願変更	9	第2	募集学科及び募集人員	23
第5	高等学校長の措置	10	第3	出願資格	23
第6	調査書及び5段階評定集計表	10	第4	出願方法	24
第7	検査	11	第5	検査	24
第8	追検査	12	第6	選抜方法	24
第9	選抜方法	12	第7	入学許可予定者の発表	24
第10	入学許可予定者の発表	13	第8	その他	24
IV	全日制の課程における再募集	13	VIII	特別な配慮が必要な生徒の受検	24
第1	実施校	13	第1	申し出	24
第2	募集人員等	14	第2	手続	25
第3	出願資格	14	IX	検査結果の開示	25
第4	出願方法	14	第1	全日制入学者選抜検査の結果の開示方法	25
第5	志願変更	15	第2	定時制入学者選抜検査の結果の開示方法	25
第6	高等学校長の措置	15	第3	通信制入学者選抜検査の結果の開示方法	25
第7	検査	15	第4	調査書等の開示	26
第8	選抜方法	15	X	その他	26
第9	入学許可予定者の発表	15	別記1	県外からの出願	27
V	定時制の課程における入学者選抜	16	別記2	帰国生徒等特別措置	28
第1	出願資格	16			
第2	出願方法	16			
第3	志願変更	18			

様式 1	{ 入学願書(全日制課程・前期募集)	29	⑯ 志願変更通知書	43
	受検票	29	⑰ 誓約書	44
2	{ 入学願書(全日制課程・後期募集)	30	⑯ 学力検査成績証明書等送付願	45
	受検票	30	⑰ 学力検査(成績/未受検) 証明書	46
3	{ 入学願書(全日制課程・再募集)	31	⑯ 県外入学志願承認願	47
	受検票	31	⑰ 県外入学志願承認のための事情説明書	48
4	{ 入学願書(定時制課程)	32	㉑ 県外入学志願承認書	49
	受検票	32	㉒ 申立書	50
5	{ 入学願書(定時制課程・再募集)	33	㉓ 身元引受承諾書	51
	受検票	33	㉔ 帰国生徒等特別措置適用承認書	52
⑥	調査書(全日制前期・全日制後期・定時制)	34	㉕ 帰国生徒等に関する事情説明書	53
⑦	出願者一覧表	35	㉖ 自己申告書	54
⑧	5段階評定集計表	36	㉗ 欠席日数の多い生徒に関する事情説明書	55
⑨	学習活動及び生活状況に関する所見	37	㉘ 特別な配慮が必要な生徒に関する事情説明書	56
⑩	志願理由書	38	㉙ 特別な配慮が必要な生徒に関する意見書	57
⑪	確約書	39	30 { 入学願書(通信制課程)	58
⑫	前期募集選抜結果内定通知書 ・前期募集選抜結果通知書郵送依頼書	40	受検票	58
⑬	前期募集選抜結果内定通知書 ・前期募集選抜結果通知書受領書	41	㉛ 追検査受検申請書	59
⑭	志願変更願	42	別表	
			1 入学者選抜における傾斜配点教科 及び傾斜割合一覧表	60

(注) 様式番号が○印で囲まれている様式については、配布した用紙を複写(コピー)し、又は本実施要項の該当頁を複写(コピー)して使用できるものとする。

令和6年度山梨県立特別支援学校高等部入学者選抜実施要項

令和6年度山梨県立特別支援学校高等部入学者選抜実施要項	61
別記1 県外からの出願(桃花台学園)	73
別記2 通学区域外又は県外からの出願(盲学校等)	74
各様式	75
山梨県立特別支援学校通学区域等に関する規則	84

山梨県公立高等学校等の所在地及び電話番号	85
----------------------------	----

個人情報の取り扱いについて

本要項に規定する各様式に記入していただいた個人情報は、山梨県公立高等学校・山梨県立特別支援学校高等部の入学者選抜事務のために利用し、他の目的に利用することはありません。

山梨県公立高等学校 入学者選抜実施要項

令和6年度山梨県公立高等学校入学者選抜実施要項

この要項は、令和6年度における山梨県立高等学校の全日制の課程、定時制の課程及び通信制の課程、並びに甲府市立甲府商業高等学校の入学者選抜に関し、「令和6年度山梨県公立高等学校入学者選抜の基本事項（以下「基本事項」という。）」の第7の規定に基づき必要な事項を定める。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが2類から5類に引き下げられたことを踏まえ、基本事項第8に規定する特別日程への移行は行わない。ただし、受検生が安全・安心に受検できる環境を確保するため、通常日程として定めた日程のうち、令和6年3月9日（土）以降については、感染症罹患者の回復期間に配慮し、日程を変更して実施する。

I 募集定員

各高等学校の募集定員は、別に定める。

II 全日制の課程における前期募集

第1 募集人員

前期募集は全ての高等学校・学科において実施することとし、その募集人員は、募集定員のうち、次の1から4のそれぞれの範囲の中から各高等学校長が決定した比率をもとに、山梨県教育委員会（以下「教育委員会」という。）が定める。

- 1 普通科については、募集定員の40%以内
- 2 理数科、文理科、英語理数科、探究科（以下「専門教育学科」という。）については、募集定員の40%以内
- 3 職業に関する学科については、募集定員の50%以内
- 4 総合学科については、募集定員の50%以内

第2 出願資格

前期募集に出願できる者は、次の条件をいずれも満たす者とする。

- 1 中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校を令和6年3月に卒業する見込みの者又は中等教育学校の前期課程を同月に修了する見込みの者（中学校、中学校に準ずる学校、義務教育学校及び中等教育学校の前期課程については以下「中学校」という。）
- 2 当該高等学校を志望する動機や理由が明白・適切であり、各高等学校長が定める「前期募集選抜方法」の中の「出願の条件」に適合すると自ら考える者

第3 出願方法

1 出願の制限

- (1) 出願は、1人1校、1学科に限る。（甲陵高等学校を含む。）
ただし、一括募集を行う場合は、1学科とみなす。
- (2) 他の都道府県から入学を志願する者（他の都道府県の中学校を令和6年3月卒業見込み又は修了見込みの者をいう。）の扱いについては、別記1による。

2 出願期間

令和6年1月18日（木）（一括受付）、1月19日（金）の午前9時から午後4時まで及び1月22日（月）の午前9時から正午までとする。

なお、1月18日（木）に山梨県総合教育センター（以下「総合教育センター」という。）において実施する一括受付については別に定めるものとし、当日は各高等学校窓口での出願受付を行わない。

月 日	曜日	県内中学校からの出願	県内中学校以外からの出願
1月18日	木	総合教育センターで 県内一括受付	持参不可
1月19日	金	各高等学校窓口で 午前9時から午後4時まで受付	各高等学校窓口で 午前9時から午後4時まで受付
1月22日	月	各高等学校窓口で 午前9時から正午まで受付	各高等学校窓口で 午前9時から正午まで受付

※ 県内中学校以外からの出願で、願書を持参する場合、1月19日(金)の午前9時から午後4時まで及び1月22日(月)の午前9時から正午までとする。

※ 県内中学校以外からの出願の場合、郵送(書留に限る)も可とするが、1月22日(月)正午までに各高等学校必着のこと。

3 出願手続

(1) 志願者は、在学中学校の校長(以下「中学校長」という。)を経由し、次の書類を志願先高等学校長に提出する。

提出書類	提出を要する者	摘要
ア 入学願書	志願者全員	様式1
イ 写真 (白黒・カラー いずれも可)	志願者全員(入学願書に貼付)	令和5年12月1日以降に撮影した、縦4cm ×横3cmの上半身、正面、脱帽のもの。 裏面に中学校名及び氏名を記載すること。
ウ 志願理由書	志願者全員	様式10
エ 確約書	志願者全員	様式11
オ 封筒① (長形3号)	志願者全員	日本産業規格 長形3号(120mm×235mm) 志願者の中学校名・氏名を「・・様」と記した封筒1通(切手不要)
カ 封筒② (角形2号)	志願者全員	日本産業規格 角形2号(240mm×332mm) 志願者の郵便番号・住所・氏名を「・・ 様」と記した封筒1通(切手不要) (郵便で入学願書を提出する場合は、上記 に加えて志願者の郵便番号・住所・氏名を 記した日本産業規格 長形3号(120mm×235 mm)の封筒をもう1通(切手不要)同封する こと)
キ 県外入学志願 承認書	他の都道府県からの志願者	様式21
ク 自己申告書	志願者のうち中学校において欠席日数が 多い状況や理由等について説明する必要 がある者は、自己申告書を志願先高等学 校長に提出することができる。提出でき る者は、第3学年の欠席日数が30日以上 の者とするが、30日未満の日数であって も希望する者は提出することができる。	様式26 自己申告書を提出する場合は、厳封の上、 志願先高等学校長あて親展として中学校長 へ提出する。なお中学校長は、左記に該当 する者が志願する場合は、次ページ「(3)中 学校長の手続 イ」のとおり、様式27の提 出が必要となることに留意すること。
ケ 志願先高等学校 長が定める書類	該当者のみ	志願先高等学校長が定める「前期募集選抜 方法」に示す。
コ 帰国生徒等に關 する事情説明書	該当者のみ(中学校長が調査書所定の様 式への記載が困難と判断した場合)	様式25

サ 特別な配慮が必要な生徒に関する事情説明書	該当者のみ（「VIII 特別な配慮が必要な生徒の受検」に定める手続きで、出願時に提出することとされた場合）	様式28 基本的には特別な配慮の申し出の時に提出済みとなっているので、未提出者のみ。
シ 特別な配慮が必要な生徒に関する意見書	該当者のみ（「VIII 特別な配慮が必要な生徒の受検」に定める手続きで、出願時に提出することとされた場合）	様式29 基本的には特別な配慮の申し出の時に提出済みとなっているので、未提出者のみ。
ス 事情説明書	保護者が県外に居住する者（県外からの志願者を除く。）等、その他の事情のある者	様式自由 保護者の居住地以外の事情で志願先高等学校長が必要と認めた場合は、出願後においても、提出を求めることがある。

(2) 入学審査料

県立高等学校志願者は、入学審査料に相当する額面の「山梨県収入証紙」を入学願書の所定の欄に貼付する。また、甲府市立甲府商業高等学校志願者は、入学願書に入学審査料（現金）を添える。

既納の入学審査料は、還付しない。

区分	入学審査料
全日制課程	県立高等学校
	甲府商業高等学校

(3) 中学校長の手続

ア 中学校長は、調査書（様式6）、出願者一覧表（様式7）及び学習活動及び生活状況に関する所見（様式9）を作成し、出願期限までに志願先高等学校長に提出しなければならない。

なお、高等学校入学者選抜処理システム（以下「入試処理システム」という。）を導入している中学校においては、調査書、出願者一覧表及び学習活動及び生活状況に関する所見は、入試処理システムにより出力されたものとし、提出の際、入試処理システム用記憶媒体を添えること。また、出願者一覧表の記入に当たっては、その注意事項をよく確認すること。

イ 中学校長は、中学校において第3学年の欠席日数が30日以上の者について、欠席日数が多い状況や理由等を説明する「欠席日数の多い生徒に関する事情説明書」（様式27）を志願先高等学校長に提出する。欠席日数が30日未満の者についても中学校長が必要と認める場合は、「欠席日数の多い生徒に関する事情説明書」を提出することができる。

ウ 帰国生徒等（海外帰国生徒、移住生徒及び外国籍生徒）の調査書について、所定の様式への記載が困難な場合は、志願者に「帰国生徒等に関する事情説明書」（様式25）を提出させる。

4 出願上の注意

(1) 出願書類の志願者氏名

ア 志願者が作成する書類の志願者及び保護者署名欄については、それぞれ本人が住民票記載の文字（指導要録と一致する：以下「本名」という。）で自署する。なお、外国籍生徒等で本名が長くなる場合は、入学願書に明記することで、本名を省略した氏名（以下「略称」という。）の使用を可とする。

イ 受検に際して略称を使用する外国籍生徒等は、入学願書の署名欄に、本名の後に（ ）を付して略称を併記する。なお、受検票には略称のみ記入すること。

ウ 中学校長が作成する書類の志願者氏名について、志願者が特定できる場合は略字や略称の使用も可とする。なお、外国籍生徒等が略称を使用する場合には、調査書の「その他特記事項」に本名と上記イの略称を併記すること。

(2) 出願書類の順序

出願者一覧表に添える出願書類の順序は、次のとおりとする。

入学願書を一番上にし、学習活動及び生活状況に関する所見、志願理由書、確約書、調査書、その他の書類（県外入学志願承認書、事情説明書等）、封筒①、封筒②、の順に重ね、志願者ごとにクリップで留めること。

第4 高等学校長の措置

- 1 高等学校長は、入学願書等の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、所要の事項を記入した上で、受検票を志願者に交付又は郵送する。その際、中学校には、受検番号を記載した出願者一覧表の写しを交付する。
- 2 高等学校長は、志願者数を出願期間中、募集形態に応じた学科・小学科・コースごとに毎日学校内に掲示する。
- 3 高等学校長は、入学願書の受付締切後、直ちに志願者数を2に準じて学校内に掲示するとともに、山梨県教育委員会教育長(以下「教育長」という。)に報告する。

第5 調査書及び5段階評定集計表

1 調査書作成委員会

(1) 中学校長は、調査書及び5段階評定集計表の作成に当たっては、厳正公平を期するため、調査書作成委員会を設け作成する。

(2) 調査書作成委員会は、中学校長を委員長とし、校長の指名する当該中学校の教員若干名をもって組織する。

2 調査書作成上の注意

次表による。

調査書作成上の注意事項

中学校を令和6年3月に卒業する見込み又は修了する見込みの者の第3学年の記録は、令和5年12月末日をもって評価したものと記入する。

項目	中学校を卒業する見込み又は修了する見込みの者
各教科の学習の記録	学習の記録は、指導要録から転記する。ただし、第3学年の記録は、指導要録に記載する方法に準じて記入する。
総合的な学習の時間	
欠席の記録	欠席の主な理由欄には、具体的に病名や事故の内容等を記入する。
行動の記録	行動の状況については、指導要録に記載する方法に準じて記入する。
進路の希望	高等学校卒業後の進路希望を記入する。
特別活動の記録	①活動の事実については、学年ごと内容ごとに具体的に記入する。 ②上記の実績等顕著なものを学年ごとに諸活動の記録欄に記入する。
校外活動の記録	社会スポーツ、文化、ボランティア活動等への参加状況を学年ごとに記入する。
健康に関する特記事項	本人について特に配慮が必要なことについて記入する。
その他 特記事項	①留学、研修等を記入する。 ②特技、各種検定試験等の結果、その他特に顕著なことについて記入する。 ③外国籍生徒等で略称を使用する場合、本名と略称を記入する。

3 5段階評定集計表作成上の注意

- (1) 分校をもつ中学校は、本校、分校別にそれぞれ作成する。
- (2) 「在籍数」の欄は、令和5年12月末日における第3学年の在籍生徒数を記入する。
- (3) 「評定段階別人数」の欄は、学年ごと、教科ごと及び評定ごとに人数を記入する。
- (4) 「評定平均」の欄は、教科ごとに小数点第2位を四捨五入したものを記入する。
- (5) 中学校長は、令和5年12月末日をもって評価した卒業見込者全員による5段階評定集計表(様式8)を作成し、令和6年3月1日(金)までに、教育長に提出しなければならない。この場合において、5段階評定集計表は、入試処理システムを導入している中学校においては、入試処理システムにより出力さ

れたものとし、提出の際、入試処理システム用記憶媒体を添えること。

また、提出先は、山梨県教育庁高校教育課(以下「高校教育課」という。)とする。

第6 学習活動及び生活状況に関する所見

1 「学習活動及び生活状況に関する所見」の基本的事項

学習活動及び生活状況に関する所見(様式9)は、志願者の学習活動及び生活状況について中学校長が3つの基準、A(十分満足できる)、B(満足できる)、C(努力を要する)を用いて所見を記入する。

授業に向かう姿勢、学校行事等への取り組み、学校のきまり等の遵守の3つの項目全てにおいて、特に模範的な生徒はA(十分満足できる)、3つの項目において、努力を要する項目が一つでもある生徒はC(努力を要する)、それ以外の生徒はB(満足できる)とする。なお、志願者がC(努力を要する)にあたる場合は、上記の3つの項目(様式9の<努力を要する事項>)の中から該当する項目を選んで記入する。

2 「学習活動及び生活状況に関する所見」の作成上の注意

- (1) Aの人数については、Bとの差別化を図るために原則として第3学年の通常の学級数を基準とする。やむを得ずこの基準を超える場合は、学級数の2倍までを上限とすることができる。やむを得ずこの基準を超える場合とは、当該学年の状況等により、Aと評価すべき生徒が基準を超える場合をいう。また、学年全員の生徒を評価対象とした場合の評価を用いること。
- (2) 学習活動及び生活状況に関する所見は、令和3年4月1日から令和5年12月末日までをもって評価したものと記入すること。また、中学校長は、学習活動及び生活状況に関する所見の作成に当たっては、調査書作成委員会等を活用し、厳正公平を期すこと。

第7 検査

1 受検者

志願者全員とする。

2 検査方法

- (1) 全ての学科及びコースにおいて面接を実施する。
- (2) 面接のほか、志願先高等学校長が必要と認める場合は、特色適性検査、特技、個性表現のいずれか(複数可)を併せて実施することができる。
- (3) 各高等学校において実施する検査方法は、「前期募集選抜方法」に示す。
- (4) 面接、特色適性検査、特技及び個性表現の実施方法等詳細については、別途教育長の通知により、志願先高等学校長が定める。

3 検査会場

各志願先高等学校とする。

4 検査期日

令和6年2月1日(木)及び2月2日(金)とする。ただし、検査を1日で行う場合は2月1日(木)に実施するものとする。集合時間、検査時間等は各高等学校長が指示する。

第8 選抜方法

1 各高等学校が定める「選抜資料比重」に基づき、調査書、学習活動及び生活状況に関する所見、面接及び志願先高等学校長が定める検査の成績を総合判定し、選抜する。

2 普通科に設置されているコースのうち、前期募集でコース指定を行う高等学校については、当該高等学校が定める「前期募集選抜方法」に基づき、普通科の入学許可予定者のうちコースを希望している者を対象として、成績の上位順にコースに指定する。コースの指定に漏れた者のうちコース以外に普通科を希望しない者は、入学許可予定者から除き、それに相当する数の者を、当初の入学許可予定者以外の者から選抜する。

なお、前期募集では、コース希望者を普通科とは別枠で選抜することもできる。この場合は、事前に「前期募集選抜方法」で選抜方法等を明示する。

3 志願者から「帰国生徒等に関する事情説明書」、「自己申告書」、中学校長から「欠席日数の多い生徒に関する事情説明書」の提出を受けた高等学校長は、それらを総合判定の参考資料とすることができます。また、

必要に応じて個人面接を実施することができ、その場合においても、面接の結果を総合判定の参考資料とすることができる。

第9 入学許可予定者の内定期日

志願先高等学校長は、令和6年2月9日(金)午前11時から午後4時までの間に中学校長に、校長あての前期募集選抜結果内定通知書及び受検者あての前期募集選抜結果通知書を交付する。直接受領する場合は、前期募集選抜結果内定通知書・前期募集選抜結果通知書受領書(様式13)と受領者本人であることを確認できるものを持参し、受領する。

ただし、中学校長が事前に前期募集選抜結果内定通知書・前期募集選抜結果通知書郵送依頼書(様式12)により依頼した場合は、郵送をもって中学校長に校長あての前期募集選抜結果内定通知書及び受検者あての前期募集選抜結果通知書を交付する。(同日付け発送する。)

第10 後期募集への出願

- 1 前期募集入学許可予定者として内定された者(以下「入学内定者」という。)は、後期募集へ出願することができない。
- 2 入学内定者とならなかった者は、改めて後期募集へ出願することができる。この場合において、その出願については、Ⅲの「第3 出願方法」による。

第11 入学許可予定者の発表

令和6年3月14日(木)午前11時に各志願先高等学校のホームページへ入学内定者の受検番号を掲載するとともに、入学内定者に郵送により通知する。

III 全日制の課程における後期募集

第1 募集人員

後期募集の募集人員は、募集定員から前期募集の入学内定者の数を減じた数をもとに、教育委員会が定める。

第2 出願資格

後期募集に出願できる者は、次の1から6のいずれかの条件を満たす者とする。ただし、出願時に高等学校、中等教育学校の後期課程又は特別支援学校の高等部に在学している者は、出願することができない。また、既に高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の高等部を卒業している者は、卒業時と同一の学科に出願することはできない。

- 1 中学校を卒業若しくは修了した者又は令和6年3月に卒業する見込み若しくは修了する見込みの者
- 2 外国において、学校教育における9年の課程を修了した者又は令和6年3月に修了する見込みの者
- 3 文部科学大臣が中学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者又は令和6年3月に修了する見込みの者
- 4 中学校を卒業した者と同等以上の学力を有する者として文部科学大臣の指定した者
- 5 保護者が就学させる義務を猶予又は免除された子等で、文部科学大臣が別に定めるところにより、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認定された者
- 6 その他高等学校において、中学校を卒業し、又は修了した者と同等以上の学力があると認めた者

第3 出願方法

- 1 出願の制限
 - (1) 出願は、1人1校とする。

- (2) 入学内定者は、後期募集に出願することはできない。
- (3) 他の都道府県から入学を志願する者（他の都道府県の中学校を卒業した者又は令和6年3月卒業見込みの者をいう。）の扱いについては、別記1による。

なお、前期募集に出願し入学内定とならなかった者で、次のいずれかに該当する者は、県外入学志願の承認は既に受けているものとし、新たに承認を受ける必要はない。

ア 別記1の2の(1)又は(2)で承認を受けた者

イ 別記1の2の(5)で承認を受けた者で、前期募集と同一の高等学校を志願する者

ウ 別記1の2の(4)で承認を受けた者で、前期募集と同一の高等学校の同一学科を志願する者

- (4) 帰国生徒等（海外帰国生徒、移住生徒及び外国籍生徒）特別措置の適用を受けようとする者の扱いについては、別記2による。

- (5) 定時制及び通信制の課程における入学者選抜と併願することはできない。また、特別支援学校高等部と併願することもできない。

- (6) 志願先高等学校に普通科、専門教育学科、総合学科、職業に関する学科の2学科以上が設置されている場合、次に示す学科間で第2希望まで志望順位を付けることができる。

- ・普通科と専門教育学科
- ・北杜高等学校及び笛吹高等学校の普通科と総合学科
- ・都留興譲館高等学校の普通科と工業科
- ・青洲高等学校の各学科

- (7) 志願先高等学校に職業に関する2つ以上の小学科があり、小学科別に募集を実施している場合、職業に関する学科を志願する者は、その小学科に第2希望まで志望順位を付けることができる。

2 出願期間

令和6年2月20日(火)（一括受付）、2月21日(水)の午前9時から午後4時まで及び2月22日(木)の午前9時から正午までとする。

なお、2月20日(火)に総合教育センターにおいて実施する一括受付については別に定めるものとし、当日々各高等学校窓口での出願受付を行わない。

ただし、出願期間後においても、他の都道府県から入学を志願する者及び帰国生徒等特別措置の適用を受けようとする者で、特にやむを得ない事情のある者については、必要な手続きを経た後、2月28日(水)の午後4時まで出願できるものとする。

月 日	曜日	県内中学校からの出願	県内中学校以外からの出願
2月 20日	火	総合教育センターで 県内一括受付	持参不可
2月 21日	水	各高等学校窓口で 午前9時から午後4時まで受付	各高等学校窓口で 午前9時から午後4時まで受付
2月 22日	木	各高等学校窓口で 午前9時から正午まで受付	各高等学校窓口で 午前9時から正午まで受付

※ 県内中学校以外からの出願で、願書を持参する場合、2月21日(水)の午前9時から午後4時まで及び2月22日(木)の午前9時から正午までとする。

※ 県内中学校以外からの出願の場合、郵送（書留に限る）も可とするが、2月22日(木)正午までに各高等学校必着のこと。

3 出願手続

- (1) 志願者は、原則として在学又は出身の中学校の校長（以下「中学校長」という。）を経由し、次の書類を志願先高等学校長に提出する。

提 出 書 類	提 出 を 要 す る 者	摘 要
ア 入 学 願 書	志願者全員	様式2

イ 写 真 (白黒・カラー いざれも可)	志願者全員 (入学願書に貼付)	令和5年12月1日以降に撮影した、縦4cm ×横3cmの上半身、正面、脱帽のもの。 裏面に中学校名及び氏名を記載すること。
ウ 封 筒 (角形2号)	志願者全員	日本産業規格 角形2号(240mm×332mm) 志願者の郵便番号・住所・氏名を「・・・ 様」と記した封筒1通 (切手不要) (郵便で入学願書を提出する場合は、上記 に加えて志願者の郵便番号・住所・氏名を 記した日本産業規格 長形3号(120mm×235 mm)の封筒をもう1通 (切手不要) 同封す ること)
エ 学習成績証明書 又はその提出不 能を証する書類	調査書 (様式6) が提出できない者	様式自由
オ 県外入学志願 承 認 書	他の都道府県からの志願者	様式21 「1 出願の制限」の(3)で新たに承認を 受ける必要はないとされた者については、 県外入学志願承認書の写しを提出する。
カ 自 己 申 告 書	志願者のうち中学校において欠席日数が多 い状況や理由等について説明する必要があ る者は、自己申告書を志願先高等学校長に 提出することができる。提出できる者は、 第3学年の欠席日数が30日以上の者とする が、欠席日数が30日未満の日数であっても 希望する者は提出することができる。	様式26 自己申告書を提出する場合は、巻封の上、 志願先高等学校長あて親展として中学校長 へ提出する。なお中学校長は、左記に該当 する者が出願する場合は、「(3) 中学校長 の手続 ウ」のとおり、様式27の提出が必 要となることに留意すること。
キ 帰国生徒等特別 措置適用承認書	帰国生徒等特別措置の適用を受けた者	様式24
ク 特別な配慮が必 要な生徒に関する 事情説明書	該当者のみ (「VIII 特別な配慮が必要な生徒 の受検」に定める手続きで、出願時に提出 することとされた場合)	様式28 基本的には特別な配慮の申し出の時に提出 済みとなっているので、未提出者のみ。
ケ 特別な配慮が必 要な生徒に関する 意見書	該当者のみ (「VIII 特別な配慮が必要な生徒 の受検」に定める手続きで、出願時に提出 することとされた場合)	様式29 基本的には特別な配慮の申し出の時に提出 済みとなっているので、未提出者のみ。
コ 事 情 説 明 書	保護者が県外に居住する者 (県外からの志 願者を除く) 等、その他の事情のある者	様式自由 保護者の居住地以外の事情で志願先高等学 校長が必要と認めた場合は、出願後におい ても、提出を求めることがある。

(2) 入学審査料

県立高等学校志願者は、入学審査料に相当する額面の「山梨県収入証紙」を入学願書の所定の欄に貼付する。また、甲府市立甲府商業高等学校志願者は、入学願書に入学審査料 (現金) を添える。

既納の入学審査料は、還付しない。

区 分		入 学 審 査 料
全日制課程	県立高等学校	2,200 円
	甲府商業高等学校	2,200 円

(3) 中学校長の手続

ア 中学校長は、調査書 (様式6) 及び出願者一覧表 (様式7) を作成し、出願期限までに志願先高等学

校長に提出しなければならない。

なお、入試処理システムを導入している中学校においては、調査書及び出願者一覧表は、入試処理システムにより出力されたものとし、提出の際、入試処理システム用記憶媒体を添えること。また、出願者一覧表の記入に当たっては、その注意事項をよく確認すること。

イ 中学校長は、令和4年度以前の卒業者及び県外からの志願者については、調査書及び当該者のみの出願者一覧表を作成し、出願期限までに志願先高等学校長に提出しなければならない。

ウ 中学校長は、中学校において第3学年の欠席日数が30日以上の者について、欠席日数が多い状況や理由等を説明する「欠席日数の多い生徒に関する事情説明書」（様式27）を志願先高等学校長に提出する。欠席日数が30日未満の者についても中学校長が必要と認める場合は、「欠席日数の多い生徒に関する事情説明書」を提出することができる。

エ 日本国の中学校に在籍せず、在外教育施設等から出願する者のうち、調査書又は5段階評定集計表が提出不能な場合は、在学（出身）校が発行する成績・単位修得証明書又はそれに準ずるもの（在外教育施設以外は、英文で記載されたものが望ましい。）によることができる。

オ 帰国生徒等（海外帰国生徒、移住生徒及び外国籍生徒）特別措置の適用を受けようとする者の扱いについては、別記2による。

4 出願上の注意

（1）出願書類の志願者氏名

ア 志願者が作成する書類の志願者及び保護者署名欄については、それぞれ本人が住民票記載の文字（指導要録と一致する：以下「本名」という。）で自署する。なお、外国籍生徒等で本名が長くなる場合には、入学願書に明記することで、本名を省略した氏名（以下「略称」という。）の使用を可とする。

イ 受検に際して略称を使用する外国籍生徒等は、入学願書の署名欄に、本名の後ろに（ ）を付して略称を併記する。なお、受検票には略称のみ記入すること。

ウ 中学校長が作成する書類の志願者氏名について、志願者が特定できる場合は略字や略称の使用も可とする。なお、外国籍生徒等が略称を使用する場合には、調査書の「その他特記事項」に本名と上記イの略称を併記すること。

（2）出願書類の順序

出願者一覧表に添える出願書類の順序は、次のとおりとする。

入学願書を一番上にし、調査書、その他の書類（県外入学志願承認書又はその写し、事情説明書等）、封筒の順に重ね、志願者ごとにクリップで留めること。

第4 志願変更

1 志願変更の可否

（1）志願者は、入学願書の受付締切後、1回に限り志願先高等学校、課程、学科、コース等を変更することができる。同一高等学校の職業に関する小学科の志望順位についても、同様とする。

（2）県外入学志願承認者で、次のいずれかに該当する者は承認条項を満たしているとし、新たに承認を受ける必要はないが、いずれにも該当しない者は、志願変更期間中に新たに志願変更先高等学校長の承認を受ける必要がある。

ア 別記1の2の（1）又は（2）で承認された者

イ 別記1の2の（5）で承認された者で、同一高等学校内で志願変更する者

（3）志願変更先高等学校において帰国生徒等特別措置の適用を受けようとする場合は、志願変更先高等学校長の承認を受ける必要がある。

2 志願変更提出期間

令和6年2月26日（月）、2月27日（火）及び2月28日（水）の午前9時から午後4時までとする。

3 志願変更の手続

（1）入学願書の受付締切後、次の項目について、志願の変更を希望する者は、原則として中学校長を経由し、すでに交付された受検票を添え、志願変更願（様式14）を、入学願書を提出した高等学校長に提出する。

- ア 志願先高等学校、課程、学科の変更（第2希望も含む）
 - イ 同一高等学校の職業に関する小学科の志望順位の変更
 - ウ 普通科のコース希望の有無の変更
 - エ 普通科のコース指定に漏れた場合の選択の変更
- (2) 志願変更願を受理した高等学校長は、直ちに所要事項を確認のうえ、志願変更通知書(様式 15)を交付するとともに（同一の高等学校における学科、コース等の志願変更の場合は除く。）、入学願書を除くその他の出願書類を中学校長に返戻する。その際、調査書の確認欄に高等学校長職印を押印すること。なお、自己申告書は高等学校側で巣封のうえ返戻する。
- この場合において、同一の高等学校における学科、コース等の志願変更については、入学願書を除くその他の出願書類の返戻を省略することができる。
- (3) 志願の変更を希望する者は、原則として中学校長を経由し、新たな入学願書（写真貼付）に返戻された出願書類及び志願変更通知書を添えて、志願変更先高等学校長に提出する。
- なお、他の都道府県からの志願者で新たに志願変更先高等学校長の承認を受けた者又は帰国生徒等特別措置の適用を受けようとする者で新たに志願変更先高等学校長の承認を受けた者は、承認書も併せて提出する。
- (4) 中学校長は、志願の変更を希望する者のみの新たな出願者一覧表及び当該者のみの入試処理システム用記憶媒体を志願変更先高等学校長に提出する。
- (5) 県立高等学校間以外の志願変更に係る入学審査料については、「第3 出願方法」の「3 出願手続(2)」に準ずる。
- (6) 全日制の課程から定時制の課程に志願変更する場合は、入学審査料の差額(1,250 円)は還付しない。
- (7) 郵送による志願変更は認めない。

第5 高等学校長の措置

- 1 志願先高等学校長は、入学願書等の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、所要の事項を記入した上で、受検票を志願者に交付又は郵送する。その際、中学校には、受検番号を記載した出願者一覧表の写しを交付する。
- 2 志願先高等学校長は、志願者数を出願期間中、募集形態に応じた学科・小学科・コースごとに毎日学校内に掲示する。なお、志願変更期間の1日目、2日目の志願者数については、学校内に掲示するとともに学校ホームページに掲載する。
- 3 志願先高等学校長は、入学願書の受付締切後、直ちに志願者数を2に準じて学校内に掲示するとともに、教育長に報告する。

第6 調査書及び5段階評定集計表

- 1 調査書作成委員会
 - (1) 中学校長は、調査書及び5段階評定集計表の作成に当たっては、厳正公平を期するため、調査書作成委員会を設け作成する。
 - (2) 調査書作成委員会は、中学校長を委員長とし、校長の指名する当該中学校の教員若干名をもって組織する。
- 2 調査書作成上の注意
次表による。

調査書作成上の注意事項

中学校を令和6年3月に卒業する見込み又は修了する見込みの者の第3学年の記録は、令和6年1月末日をもって評価したものを記入する。

中学校を卒業又は修了した者の記録は、指導要録から転記する。ただし、卒業から5年を経過した者の記録は、氏名、入学・転入年月日、卒業年月日及び保護者の住所のみ記入する。

項目	中学校を卒業する見込み又は修了する見込みの者及び卒業又は修了した者
各教科の学習の記録	学習の記録は、指導要録から転記する。ただし、中学校を卒業する見込み又は修了する見込みの者の第3学年の記録は、指導要録に記載する方法に準じて記入する。
総合的な学習の時間	
欠席の記録	欠席の主な理由欄には、具体的に病名や事故の内容等を記入する。
行動の記録	行動の状況については、指導要録に記載する方法に準じて記入する。
進路の希望	高等学校卒業後の進路希望を記入する。
特別活動の記録	①活動の事実については、学年ごと内容ごとに具体的に記入する。 ②上記の実績等顕著なものを学年ごとに諸活動の記録欄に記入する。
校外活動の記録	社会スポーツ、文化、ボランティア活動等への参加状況を学年ごとに記入する。
健康に関する特記事項	本人について特に配慮が必要なことについて記入する。
その他の特記事項	①留学、研修等を記入する。 ②特技、各種検定試験等の結果、その他特に顕著なことについて記入する。 ③外国籍生徒等で略称を使用する場合、本名と略称を記入する。

3 5段階評定集計表作成上の注意

- (1) 分校をもつ中学校は、本校、分校別にそれぞれ作成する。
- (2) 「在籍数」の欄は、令和6年1月末日における第3学年の在籍生徒数を記入する。
- (3) 「評定段階別人数」の欄は、学年ごと、教科ごと及び評定ごとに人数を記入する。
- (4) 「評定平均」の欄は、教科ごとに小数点第2位を四捨五入したものを記入する。
- (5) 中学校長は、令和6年1月末日をもって評価した卒業見込者全員による5段階評定集計表(様式8)を作成し、令和6年3月1日(金)までに、教育長に提出しなければならない。この場合において、入試処理システムを導入している中学校においては、5段階評定集計表は、入試処理システムにより出力されたものとし、提出の際、入試処理システム用記憶媒体を添えること。
また、提出先は、高校教育課とする。

第7 検査

- 1 受検者
志願者全員とする。
- 2 検査方法
 - (1) 学力検査を実施する。
 - (2) 検査教科は、国語、社会、数学、理科及び英語の5教科とする。ただし、英語はリスニングによる検査を含む。
 - (3) 配点は、各検査教科100点とする。ただし、専門教育学科の選抜及び普通科のコース指定については、検査教科の配点を変えて行うことがある。（傾斜配点教科及び傾斜割合については、別表1「入学者選抜における傾斜配点教科及び傾斜割合一覧表」による。）
- 3 問題作成
問題作成は、教育委員会が行う。
- 4 検査会場
各志願先高等学校とする。
- 5 検査期日
令和6年3月5日(火) 集合8時50分 国語 9時30分～10時25分
社会 10時45分～11時30分
数学 11時50分～12時35分

理科 13時35分～14時20分

英語 14時45分～15時30分

第8 追検査

1 対象者

- (1) 学力検査の5教科全て又は一部教科を欠席した者で、次のいずれかに該当する者
 - ・新型コロナウイルス感染者、インフルエンザ等の感染者、感染症の疑いのある者、発熱、下痢、嘔吐、腹痛等のある者
 - ・公共交通機関の遅延、交通事故等不慮のやむを得ない事情のある者
- (2) (1)に掲げたやむを得ない事情により遅刻した者のうち、第1時限（国語）の検査終了時刻に間に合わない者は欠席したものとみなし、追検査の対象者とする。

2 受付期間

追検査の受検を希望する者は、欠席又は早退した日の午後4時までに、原則として中学校長を経由し、志願先の高等学校長に申し出る。その上で、追検査受検申請書(様式31)及び必要書類を、欠席又は早退した日の翌日（翌日が土曜日の場合は月曜日）の正午までに志願先の高等学校長に提出する。

3 必要書類

- ・新型コロナウイルス感染者、インフルエンザ等の感染者、感染症の疑いのある者、発熱、下痢、嘔吐、腹痛等の場合は医師の診断書
- ・公共交通機関の遅延、交通事故等の場合はそれを証明する書類
- ・やむを得ず公的な書類が用意できない場合に限り、中学校長による事情説明書（様式自由）

4 手続について

(1) 追検査の受検を希望する者の手続

追検査の受検を希望する者は、追検査受検申請書(様式31)に必要事項を記載し、必要書類及び受検票とともに速やかに、原則として中学校長へ提出する。

(2) 中学校長の手続

中学校長は、追検査の受検を希望する者及びその保護者から提出された書類の内容を審査し、適当と認めるときは校長氏名・職印をもって証明のうえ、追検査受検申請書を必要書類及び受検票とともに速やかに志願先高等学校長に提出する。

(3) 高等学校長の措置

高等学校長は、追検査受検申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、所要の事項を記入した上で、追検査受検承認書を受検票にクリップ等で留め申請者に交付する。なお、申請者が既に学力検査において受検した教科がある場合、その検査については追検査受検承認書交付の時点をもって無効となる。

5 検査

検査については、Ⅲの「第7 検査」2の項に準ずる。

追検査は5教科全てを受検しなければならない。また、その結果をもって学力検査の成績とする。

6 検査会場

山梨県総合教育センター（笛吹市御坂町成田1456）

7 検査期日

令和6年3月12日(火) 集合8時50分 国語 9時30分～10時25分

社会 10時45分～11時30分

数学 11時50分～12時35分

理科 13時35分～14時20分

英語 14時45分～15時30分

第9 選抜方法

- 1 志願先高等学校長は、各高等学校・学科等の特色に配慮しつつ、その教育を受けるに足る能力・適性等を調査書の記録及び学力検査の成績により総合判定し、選抜する。

- 2 判定に当たっては、調査書の記録と学力検査の成績を同等に扱う。なお、調査書の判定方法は、次のとおりとし、具体的な方法は、別途教育長が指示する。
- (1) 調査書の「各教科の学習の記録」の必修9教科については、次の方で成績の評定合計を求める。
- ア 各学年の学力検査実施教科（以下「実施教科」という。）の評定の計を求め、これに2を乗じて実施教科の調整評定小計とする。
- イ 各学年の学力検査不実施教科（以下「不実施教科」という。）の評定の計を求め、これに3を乗じて不実施教科の調整評定小計とする。
- ウ 各学年の実施教科の調整評定小計と不実施教科の調整評定小計の和を求め、これを全学年必修9教科の成績の評定合計とする。
- (2) 「特別活動の記録」、「校外活動の記録」及び「その他特記事項」については、各高等学校長が定めた基準により、1～30の段階で評定する。
- 3 志願先高等学校長は、中学校卒業から5年を経過した志願者に、学力検査終了後個人面接を実施する。面接を通して志願者の志願先高等学校に対する適性、目的意識、興味・関心等を確認し、その結果を総合判定の資料とする。
- 4 志願者から「自己申告書」、中学校長から「欠席日数の多い生徒に関する事情説明書」の提出を受けた高等学校長は、それらを総合判定の参考資料とすることができる。また、必要に応じて個人面接を実施することができ、その場合、面接の結果を総合判定の参考資料とすることができる。
- 5 志願先高等学校長は、調査書の「各教科の学習の記録」のうち、評定の全て又は一部が記入されていない志願者に、必要に応じて個人面接を実施することができる。その場合、面接の結果を総合判定の参考資料とすることができる。
- 6 「第3 出願方法」の「1 出願の制限(6)」に示された学科間の第2希望に関する選抜は、以下の手順による。
- まず募集人員の90%をその学科を第1希望とする者から選抜（端数切捨て）し、残りの募集人員について、90%枠の選抜に漏れた第1希望とする者に、その学科を第2希望とする者を加えて、差をつけて選抜する。ただし、各学科の残り10%枠内に同一の出願者がある場合は、第1希望の学科を優先しなければならない。なお、その学科を第1希望とする受験者が募集人員の90%に達しない場合は、その達しない数をその学科を第2希望とする者から選抜する。
- 7 普通科に設置されているコース（白根高等学校及び山梨高等学校を除く。）への指定については、普通科の入学許可予定者のうちコースを希望している者を対象として、当該高等学校が定める学力検査の結果又は学力検査の結果を傾斜配点で換算した資料（小数点第1位まで表記）に基づき、得点の上位順にコースに指定する。
- コースの指定に漏れた者のうち、コース以外に普通科を希望しない者は入学許可予定者から除き、それに相当する数の者を、当初の入学許可予定者以外の者から、調査書の記録及び学力検査の結果を総合判定し成績の上位順に選抜する。
- 8 志願先高等学校長は、特に必要があると認めるときは、教育長の承認を得て面接及び健康診断を行うことができる。

第10 入学許可予定者の発表

令和6年3月14日(木)午前11時に各志願先高等学校のホームページへ入学許可予定者の受験番号を掲載するとともに、入学許可予定者に郵送により通知する。

IV 全日制の課程における再募集

第1 実施校

後期募集の結果、高等学校において、入学許可予定者が学科の募集定員に満たない場合は、再募集を実施

する。

第2 募集人員等

教育委員会が発表する高等学校、学科及び人員とする。

第3 出願資格

再募集に出願できる者は、全日制課程における後期募集又は定時制の課程における入学者選抜の学力検査受検者（病気等やむを得ない理由により学力検査を受検することができなかつたと志願先高等学校長が認める者（以下「未受検者」という。）を含む。）で、出願時に、県内の公・私立のいづれの高等学校にも合格していない者とする。

第4 出願方法

1 出願の制限

- (1) 出願は、1人1校とする。
- (2) 県外入学志願承認者は、Ⅲの「第4 志願変更」の「1 志願変更の可否(2)」に準ずる。
- (3) 定時制及び通信制の課程と併願することはできない。また、特別支援学校高等部の再募集と併願することもできない。
- (4) 志願先高等学校に普通科、専門教育学科、総合学科、職業に関する学科の2学科以上があり、2学科以上で募集を実施している場合、次に示す学科間で第2希望まで志望順位を付けることができる。
 - ・普通科と専門教育学科
 - ・北杜高等学校及び笛吹高等学校の普通科と総合学科
 - ・都留興譲館高等学校の普通科と工業科
 - ・青洲高等学校の各学科
- (5) 志願先高等学校に職業に関する2つ以上の小学科があり、小学科別に2つ以上で募集を実施している場合、職業に関する学科を志願する者は、その小学科に第2希望まで志望順位を付けることができる。

2 出願期間

令和6年3月14日(木)の午後1時から午後4時まで、3月15日(金)の午前9時から午後4時まで及び3月18日(月)の午前9時から正午までとする。

3 出願手続

- (1) 再募集志願者は、原則として中学校長を経由し、Ⅲの「第3 出願方法」の「3 出願手続」の項に準じた書類に加え、誓約書(様式 16)を、志願先高等学校長に提出する。ただし、入学願書は様式 3 とする。この場合において、未受検者は、入院証明書等、受検が不可能であったことを証明する書類を併せて提出する。

また、他の都道府県からの志願者は、県外入学志願承認書の写し又は新たに受けた県外入学志願承認書を提出する。

4 入学審査料

県立高等学校志願者は、入学審査料に相当する額面の「山梨県収入証紙」を入学願書の所定の欄に貼付する。また、甲府市立甲府商業高等学校志願者は、入学願書に入学審査料（現金）を添える。

既納の入学審査料は、還付しない。

区分	入学審査料
全日制課程	県立高等学校 2,200 円
	甲府商業高等学校 2,200 円

- (3) 中学校長は、誓約書の内容を審査し、適当と認めるときは証明のうえ調査書（様式6）及び出願者一覧表（様式7）を作成する。調査書及び出願者一覧表は、入試処理システムを導入している中学校においては入試処理システムにより出力されたものとし、提出の際、入試処理システム用記憶媒体を添えること。（令和4年度以前の卒業者の再募集志願者及び県外からの再募集志願者を除く。）また、出願者一覧表の記入に当たっては、その注意事項をよく確認すること。

なお、志願先高等学校長への入学願書等の提出に当たって、未受検者については、入院証明書等を添付すること。

- (4) 中学校長は、再募集志願者が学力検査を受検した高等学校長（未受検者については、志願先高等学校長）に、学力検査成績証明書等送付願（様式 17）を提出する。ただし、学力検査受検と同一の高等学校に出願する場合は、この限りでない。
- (5) 中学校長は、中学校において第3学年の欠席日数が30日以上の者について、欠席日数が多い状況や理由等を説明する「欠席日数の多い生徒に関する事情説明書」（様式 27）を志願先高等学校長に提出する。欠席日数が30日未満の者についても中学校長が必要と認める場合は、「欠席日数の多い生徒に関する事情説明書」を提出することができる。
- (6) 学力検査成績証明書等送付願を受理した高等学校長は、直ちに再募集志願者の学力検査成績証明書（様式 18）（未受検者については、様式 18 を学力検査未受検証明書とする。）を志願先高等学校長に送付する。なお、再募集志願者が帰国生徒等特別措置対象者である場合は、申立書（様式 22）の写しを同封すること。
- (7) 出願書類を受理した志願先高等学校長は、受検票を志願者に交付又は郵送する。

第5 志願変更

入学願書の提出後、志願の変更をすることはできない。

第6 高等学校長の措置

IIIの「第5 高等学校長の措置」に準ずる。

なお、志願先高等学校長は、志願者数を再募集の出願期間中、募集形態に応じた学科・小学科・コースごとに毎日学校内に掲示するとともに学校ホームページに掲載する。

第7 検査

1 受検者

志願者全員とする。

2 検査方法

- (1) 面接のほか、作文又は再募集に当たっての学力検査を行う。
- (2) 作文又は再募集に当たっての学力検査の実施決定、学力検査による場合の検査教科等については、志願先高等学校長が定め、別途発表する。

3 検査会場

各志願先高等学校とする。

4 検査期日

令和6年3月19日(火)

集 合 午前8時50分

点呼・注意 午前9時～

検 査 午前9時20分～

第8 選抜方法

- 1 志願先高等学校長は、全日制の課程における後期募集又は定時制の課程における入学者選抜の学力検査の成績及び調査書の記録と併せて、再募集に当たっての学力検査又は作文の成績並びに再募集に当たって実施する面接の結果を総合判定し、選抜する。
- 2 志願者から「自己申告書」、中学校長から「欠席日数の多い生徒に関する事情説明書」の提出を受けた高等学校長は、それらを総合判定の参考資料とすることができる。また、必要に応じて個人面接を実施することができ、その場合においても、面接の結果を総合判定の参考資料とすることができる。

第9 入学許可予定者の発表

令和6年3月21日(木)午前11時に各志願先高等学校のホームページへ入学許可予定者の受検番号を掲載

するとともに、入学許可予定者に原則郵送により通知する。

V 定時制の課程における入学者選抜

第1 出願資格

定時制の課程に出願できる者は、次の1から6のいずれかの条件を満たす者とする。ただし、出願時に高等学校、中等教育学校の後期課程又は特別支援学校の高等部に在学している者は、出願することができない。また、既に高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の高等部を卒業している者は、卒業時と同一の学科に出願することはできない。

- 1 中学校を卒業若しくは修了した者又は令和6年3月に卒業する見込み若しくは修了する見込みの者
- 2 外国において、学校教育における9年の課程を修了した者又は令和6年3月に修了する見込みの者
- 3 文部科学大臣が中学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者又は令和6年3月に修了する見込みの者
- 4 中学校を卒業した者と同等以上の学力を有する者として文部科学大臣の指定した者
- 5 保護者が就学させる義務を猶予又は免除された子等で、文部科学大臣が別に定めるところにより、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認定された者
- 6 その他高等学校において、中学校を卒業し、又は修了した者と同等以上の学力があると認めた者

第2 出願方法

1 出願の制限

- (1) 出願は、1人1校とする。
- (2) 入学内定者は、出願することはできない。
- (3) 他の都道府県から入学を志願する者（他の都道府県の中学校を卒業した者又は令和6年3月卒業見込みの者をいう。）の扱いは別記1による。既に承認を受けている者は、2の(3)により承認を受けている者とみなす。
- (4) 帰国生徒等（海外帰国生徒、移住生徒及び外国籍生徒）特別措置の適用を受けようとする者の扱いについては、別記2による。
- (5) 全日制及び通信制の課程と併願することはできない。また、特別支援学校高等部と併願することもできない。
- (6) 中央高等学校を志願する者は、学科・部にとらわれず、第2希望まで志望順位を付けることができる。

2 出願期間

令和6年2月20日(火)（一括受付）、2月21日(水)の午前9時から午後4時まで及び2月22日(木)の午前9時から正午までとする。

なお、2月20日(火)に総合教育センターにおいて実施する一括受付については別に定めるものとし、当日々各高等学校窓口での出願受付を行わない。

ただし、出願期間後においても、他の都道府県から入学を志願する者及び帰国生徒等特別措置の適用を受けようとする者で、特にやむを得ない事情のある者については、必要な手続きを経た後、2月28日(水)の午後4時まで出願できるものとする。

月 日	曜日	県内中学校からの出願	県内中学校以外からの出願
2月20日	火	総合教育センターで 県内一括受付	持参不可
2月21日	水	各高等学校窓口で 午前9時から午後4時まで受付	各高等学校窓口で 午前9時から午後4時まで受付

2月22日	木	各高等学校窓口で 午前9時から正午まで受付	各高等学校窓口で 午前9時から正午まで受付
-------	---	--------------------------	--------------------------

※ 県内中学校以外からの出願で、願書を持参する場合、2月 21 日(水)の午前9時から午後4時まで及び
2月 22 日(木)の午前9時から正午までとする。

※ 県内中学校以外からの出願の場合、郵送（書留に限る）も可とするが、2月 22 日(木)正午までに各高等学校必着のこと。

3 出願手続

(1) 志願者は、原則として中学校長を経由し、次の書類を志願先高等学校長に提出する。

提出書類	提出を要する者	摘要
ア 入学願書	志願者全員	様式4
イ 写真 (白黒・カラー いずれも可)	志願者全員（入学願書に貼付）	令和5年12月1日以降に撮影した、縦4cm ×横3cmの上半身、正面、脱帽のもの。 裏面に中学校名及び氏名を記載すること。
ウ 封筒 (角形2号)	志願者全員	日本産業規格 角形2号(240mm×332mm) 志願者の郵便番号・住所・氏名を「.. 様」と記した封筒1通（切手不要） (郵便で入学願書を提出する場合は、上記 に加えて志願者の郵便番号・住所・氏名を 記した日本産業規格 長形3号(120mm×235 mm)の封筒をもう1通（切手不要）同封す ること)
エ 学習成績証明書 又はその提出不 能を証する書類	調査書（様式6）が提出できない者	様式自由
オ 県外入学志願 承認書	他の都道府県からの志願者	様式21 「1 出願の制限」の(3)で新たに承認を 受ける必要はないとされた者については、 県外入学志願承認書の写しを提出する。
カ 自己申告書	志願者のうち中学校において欠席日数が多 い状況や理由等について説明する必要がある者は、自己申告書を志願先高等学校長に 提出することができる。提出できる者は、 第3学年の欠席日数が30日以上の者とする が、30日未満の日数であっても希望する者 は提出することができる。	様式26 自己申告書を提出する場合は、巻封の上、 志願先高等学校長あて親展として中学校長 へ提出する。なお中学校長は、左記に該当 する者が出願する場合は、次ページ「(3) 中学校長の手続 ウ」のとおり、様式27の 提出が必要となることに留意すること。
キ 帰国生徒等特別 措置適用承認書	帰国生徒等特別措置の適用を受けた者	様式24
ク 特別な配慮が必 要な生徒に関する 事情説明書	該当者のみ（「VIII 特別な配慮が必要な生徒 の受検」に定める手続きで、出願時に提出 することとされた場合）	様式28 基本的には特別な配慮の申し出の時に提出 済みとなっているので、未提出者のみ。
ケ 特別な配慮が必 要な生徒に関する 意見書	該当者のみ（「VIII 特別な配慮が必要な生徒 の受検」に定める手続きで、出願時に提出 することとされた場合）	様式29 基本的には特別な配慮の申し出の時に提出 済みとなっているので、未提出者のみ。

コ 事 情 説 明 書	保護者が県外に居住する者（県外からの志願者を除く）等、その他の事情のある者	様式自由 保護者の居住地以外の事情で志願先高等学校校長が必要と認めた場合は、出願後においても、提出を求めることがある。
-------------	---------------------------------------	--

(2) 入学審査料

定時制課程の入学審査料（950 円）分の「山梨県収入証紙」を入学願書の所定の欄に貼付する。

既納の入学審査料は、還付しない。

(3) 中学校長の手続

ア 中学校長は、調査書（様式 6）及び出願者一覧表（様式 7）を作成し、出願期限までに志願先高等学校校長に提出しなければならない。

なお、入試処理システムを導入している中学校においては、調査書及び出願者一覧表は、入試処理システムにより出力されたものとし、提出の際、入試処理システム用記憶媒体を添えること。また、出願者一覧表の記入に当たっては、その注意事項をよく確認すること。

イ 中学校長は、令和 4 年度以前の卒業者及び県外からの志願者については、調査書及び当該者のみの出願者一覧表を作成し、出願期限までに志願先高等学校校長に提出しなければならない。

ウ 中学校長は、中学校において第 3 学年の欠席日数が 30 日以上の者について、欠席日数が多い状況や理由等を説明する「欠席日数の多い生徒に関する事情説明書」（様式 27）を志願先高等学校校長に提出する。欠席日数が 30 日未満の者についても中学校長が必要と認める場合は、「欠席日数の多い生徒に関する事情説明書」を提出することができる。

エ 日本国内の中学校に在籍せず、在外教育施設等から出願する者のうち、調査書又は 5 段階評定集計表が提出不能な場合は、在学（出身）校が発行する成績・単位修得証明書又はそれに準ずるもの（在外教育施設以外は、英文で記載されたものが望ましい。）によることができる。

オ 帰国生徒等（海外帰国生徒、移住生徒及び外国籍生徒）特別措置の適用を受けようとする者の扱いについては、別記 2 による。

4 出願上の注意

(1) 出願書類の志願者氏名

ア 志願者が作成する書類の志願者及び保護者署名欄については、それぞれ本人が住民票記載の文字（指導要録と一致する：以下「本名」という。）で自署する。なお、外国籍生徒等で本名が長くなる場合には、入学願書に明記することで、本名を省略した氏名（以下「略称」という。）の使用を可とする。

イ 受検に際して略称を使用する外国籍生徒等は、入学願書の署名欄に、本名の後に（ ）を付して略称を併記する。なお、受検票には略称のみ記入すること。

ウ 中学校長が作成する書類の志願者氏名について、志願者が特定できる場合は略字や略称の使用も可とする。なお、外国籍生徒等が略称を使用する場合には、調査書の「その他特記事項」に本名と上記 イ の略称を併記すること。

(2) 出願書類の順序

出願者一覧表に添える出願書類の順序は、次のとおりとする。

入学願書を一番上にし、調査書、その他の書類（県外入学志願承認書又はその写し、事情説明書等）、封筒の順に重ね、志願者ごとにクリップで留めること。

第3 志願変更

1 志願変更の可否

(1) 志願者は、入学願書の受付締切後、1 回に限り志願先高等学校、課程、学科等を変更することができる。同一高等学校の職業に関する小学科の志望順位についても、同様とする。

(2) 県外入学志願承認者で、次のいずれかに該当する者は承認条項を満たしているとし、新たに承認を受ける必要はないが、いずれにも該当しない者は、志願変更期間中に新たに志願変更先高等学校校長の承認を受ける必要がある。

- ア 別記1の2の(1)又は(2)で承認された者
イ 別記1の2の(5)で承認された者で、同一高等学校内で志願変更する者
ウ 別記1の2の(3)で承認された者で、定時制の課程の別の高等学校へ志願変更する者
- (3) 志願変更先高等学校において帰国生徒等特別措置の適用を受けようとする場合は、志願変更先高等学校長の承認を受ける必要がある。
- 2 志願変更願提出期間
令和6年2月26日(月)、2月27日(火)及び2月28日(水)の午前9時から午後4時までとする。
- 3 志願変更の手続
- (1) 入学願書の受付締切後、次の項目について、志願の変更を希望する者は、原則として中学校長を経由し、志願変更願(様式14)にすでに交付された受検票を添えて、願書を提出した高等学校長に提出する。
ア 志願先高等学校、課程、学科の変更(第2希望も含む)
イ 同一高等学校の職業に関する小学科の志望順位の変更
- (2) 志願変更願を受理した高等学校長は、直ちに所要事項を確認のうえ、志願変更通知書(様式15)を交付するとともに(同一の高等学校における学科等の志願変更の場合は除く。)、入学願書を除くその他の出願書類を中学校長に返戻する。その際、調査書の確認欄に高等学校長職印を押印すること。なお、自己申告書は高等学校側で厳封のうえ返戻する。
この場合において、同一の高等学校における学科等の志願変更については、入学願書を除くその他の出願書類の返戻を省略することができる。
- (3) 志願の変更を希望する者は、原則として中学校長を経由し、新たな入学願書(写真貼付)に返戻された出願書類及び志願変更通知書を添えて、志願変更先高等学校長に提出する。
なお、他の都道府県からの志願者で新たに志願変更先高等学校長の承認を受けた者又は帰国生徒等特別措置の適用を受けようとする者で新たに志願変更先高等学校長の承認を受けた者は、承認書も併せて提出する。
- (4) 中学校長は、志願の変更を希望する者のみの新たな出願者一覧表及び当該者のみの入試処理システム用記憶媒体を志願変更先高等学校長に提出する。
- (5) 県立高等学校間以外の志願変更に係る入学審査料については、Ⅲの「第3 出願方法」の「3 出願手続(2)」に準ずる。
- (6) 定時制の課程から全日制の課程に志願変更する場合は、入学審査料の差額(1,250円)に相当する額面の「山梨県収入証紙」を新たな入学願書の所定の欄に貼付する。
- (7) 郵送による志願変更は認めない。

第4 高等学校長の措置

- 1 志願先高等学校長は、入学願書等の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、所要の事項を記入した上で、受検票を志願者に交付又は郵送する。その際、中学校には、受検番号を記載した出願者一覧表の写しを交付する。
- 2 志願先高等学校長は、志願者数を出願期間中、学科ごとに毎日学校内に掲示する。
- 3 志願先高等学校長は、入学願書の受付締切後、直ちに志願者数を2に準じて学校内に掲示するとともに、教育長に報告する。

第5 調査書及び5段階評定集計表

- 1 調査書作成委員会
 - (1) 中学校長は、調査書及び5段階評定集計表の作成に当たっては、厳正公平を期するため、調査書作成委員会を設け作成する。
 - (2) 調査書作成委員会は、中学校長を委員長とし、校長の指名する当該中学校の教員若干名をもって組織する。
- 2 調査書作成上の注意
次表による。

調査書作成上の注意事項

中学校を令和6年3月に卒業する見込み又は修了する見込みの者の第3学年の記録は、令和6年1月末日をもって評価したものを記入する。

中学校を卒業又は修了した者の記録は、指導要録から転記する。ただし、卒業から5年を経過した者の記録は、氏名、入学・転入年月日、卒業年月日及び保護者の住所のみ記入する。

項目	中学校を卒業する見込み又は修了する見込みの者及び卒業又は修了した者
各教科の学習の記録	学習の記録は、指導要録から転記する。ただし、中学校を卒業する見込み又は修了する見込みの者の第3学年の記録は、指導要録に記載する方法に準じて記入する。
総合的な学習の時間	学習の記録は、指導要録から転記する。ただし、中学校を卒業する見込み又は修了する見込みの者の第3学年の記録は、指導要録に記載する方法に準じて記入する。
欠席の記録	欠席の主な理由欄には、具体的に病名や事故の内容等を記入する。
行動の記録	行動の状況については、指導要録に記載する方法に準じて記入する。
進路の希望	高等学校卒業後の進路希望を記入する。
特別活動の記録	①活動の事実については、学年ごと内容ごとに具体的に記入する。 ②上記の実績等顕著なものを学年ごとに諸活動の記録欄に記入する。
校外活動の記録	社会スポーツ、文化、ボランティア活動等への参加状況を学年ごとに記入する。
健康に関する特記事項	本人について特に配慮が必要なことについて記入する。
その他の特記事項	①留学、研修等を記入する。 ②特技、各種検定試験等の結果、その他特に顕著なことについて記入する。 ③外国籍生徒等で略称を使用する場合、本名と略称を記入する。

3 5段階評定集計表作成上の注意

- (1) 分校をもつ中学校は、本校、分校別にそれぞれ作成する。
- (2) 「在籍数」の欄は、令和6年1月末日における第3学年の在籍生徒数を記入する。
- (3) 「評定段階別人数」の欄は、学年ごと、教科ごと及び評定ごとに人数を記入する。
- (4) 「評定平均」の欄は、教科ごとに小数点第2位を四捨五入したものを記入する。
- (5) 中学校長は、令和6年1月末日をもって評価した卒業見込者全員による5段階評定集計表(様式8)を作成し、令和6年3月1日(金)までに、教育長に提出しなければならない。この場合において、入試処理システムを導入している中学校においては、5段階評定集計表は、入試処理システムにより出力されたものとし、提出の際、入試処理システム用記憶媒体を添えること。
また、提出先は、高校教育課とする。

第6 検査

1 受検者

志願者全員とする。

2 検査方法

- (1) 学力検査及び面接を実施する。
- (2) 検査教科は、国語、社会、数学、理科及び英語の5教科とする。ただし、英語はリスニングによる検査を含む。
- (3) 配点は、各検査教科100点とする。
- (4) 面接の方法及び集合時間は志願先高等学校長が定め、志願者に周知する。

3 問題作成

学力検査の問題作成は、教育委員会が行う。

4 検査会場

各志願先高等学校とする。

5 検査期日

令和6年3月5日(火)	集合 8時50分	国語 9時30分～10時25分
		社会 10時45分～11時30分
		数学 11時50分～12時35分
		理科 13時35分～14時20分
		英語 14時45分～15時30分

令和6年3月6日(水) 面接 ※ 集合時間等は、各高等学校長の指示による。

第7 追検査

1 対象者

- (1) 学力検査又は面接、あるいはその両方を欠席した者（学力検査は一部教科を欠席した場合を含む。）で、次のいずれかに該当する者
 - ・新型コロナウイルス感染者、インフルエンザ等の感染者、感染症の疑いのある者、発熱、下痢、嘔吐、腹痛等のある者
 - ・公共交通機関の遅延、交通事故等不慮のやむを得ない事情のある者
- (2) 学力検査において、(1)に掲げたやむを得ない事情により遅刻した者のうち、第1时限（国語）の検査終了時刻に間に合わない者は欠席したものとみなし、追検査の対象者とする。
- (3) 面接において、(1)に掲げたやむを得ない事情により遅刻した者のうち、志願先高等学校長が定める時間に間に合わない者は欠席したものとみなし、追検査の対象者とする。

2 受付期間

追検査の受検を希望する者は、欠席又は早退した日の午後4時までに、原則として中学校長を経由して志願先の高等学校長に申し出る。その上で、追検査受検申請書(様式 31)及び必要書類を、欠席又は早退した日の翌日（翌日が土曜日の場合は月曜日）の正午までに志願先の高等学校長に提出する。

3 必要書類

- ・新型コロナウイルス感染者、インフルエンザ等の感染者、感染症の疑いのある者、発熱、下痢、嘔吐、腹痛等の場合は医師の診断書
- ・公共交通機関の遅延、交通事故等の場合はそれを証明する書類
- ・やむを得ず公的な書類が用意できない場合に限り、中学校長による事情説明書（様式自由）

4 手続について

(1) 追検査の受検を希望する者の手続

追検査の受検を希望する者は、追検査受検申請書(様式 31)に必要事項を記載し、必要書類及び受検票とともに速やかに、原則として中学校長へ提出する。

(2) 中学校長の手続

中学校長は、追検査の受検を希望する者及びその保護者から提出された書類の内容を審査し、適当と認めるときは校長氏名・職印をもって証明のうえ、追検査受検申請書を必要書類及び受検票とともに速やかに志願先高等学校長に提出する。

(3) 高等学校長の措置

高等学校長は、追検査受検申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、所要の事項を記入した上で、追検査受検承認書を受検票にクリップ等で留め申請者に交付する。なお、申請者が既に学力検査において受検した教科がある場合、その検査については追検査受検承認書交付の時点をもって無効となる。

5 検査

検査については、Vの「第6 検査」2の項に準ずる。

追検査は5教科全てを受検しなければならない。また、その結果をもって学力検査の成績とする。

6 検査会場

山梨県総合教育センター（笛吹市御坂町成田 1456）

ただし、面接のみ実施する高等学校においては、当該高等学校を検査会場とする。

7 検査期日

令和6年3月12日(火) 集合8時50分	国語 9時30分～10時25分
	社会 10時45分～11時30分
	数学 11時50分～12時35分
	理科 13時35分～14時20分
	英語 14時45分～15時30分

面接については、学力検査・面接共に欠席した者は学力検査（追検査）終了後に実施する。面接のみを欠席した者は志願先高等学校長が別途日時を指定する。

第8 選抜方法

- 志願先高等学校長は、各高等学校・学科等の特色に配慮しつつ、その教育を受けるに足る能力・適性等を調査書の記録、学力検査の成績及び面接の結果により総合判定し、選抜する。
なお、判定に当たっては、Ⅲの「第9 選抜方法」2及び4の項に準ずる。
- 志願先高等学校長は、特に必要があると認めるときは、健康診断を行うことができる。

第9 入学許可予定者の発表

令和6年3月14日(木)午前11時に各志願先高等学校のホームページへ入学許可予定者の受検番号を掲載するとともに、入学許可予定者に郵送により通知する。

VII 定時制の課程における再募集

第1 実施校

定時制の課程を設置する高等学校で、入学者選抜の結果、入学許可予定者が学科の募集定員に満たない場合は、再募集を実施する。

第2 募集人員等

教育委員会が発表する高等学校、学科及び人員とする。

第3 出願資格

出願できる者は、Vの「第1 出願資格」を満たす者とする。

第4 出願方法

- 出願の制限
 - 出願は、1人1校とする。
 - 全日制及び定時制の課程並びに特別支援学校高等部における入学許可予定者は、出願することはできない。なお、全日制の課程及び特別支援学校高等部における再募集に出願した者は、その入学許可予定者の発表があるまで出願することはできない。
 - 通信制の課程と併願することはできない。
 - 中央高等学校が2つ以上の学科・部で募集を実施している場合、志願する者は、学科・部にとらわれず、第2希望まで志望順位を付けることができる。
- 出願期間
令和6年3月19日(火)及び3月21日(木)の午前9時から午後4時まで、3月22日(金)の午前9時から正午までとする。
- 出願手続
Vの「第2 出願方法」の「3 出願手続」の項に準ずる。
ただし、入学願書は様式5とし、定時制課程の入学審査料(950円)分の「山梨県収入証紙」を所定の欄

に貼付する。また、中学校長が提出する調査書及び出願者一覧表は、入試処理システムを導入している中学校においては入試処理システムにより出力されたものとし、提出の際、入試処理システム用記憶媒体を添えること。（令和4年度以前の卒業者の再募集志願者及び県外からの再募集志願者を除く。）出願者一覧表の記入に当たっては、その注意事項をよく確認すること。

なお、県外入学志願承認書の提出は要しない。

第5 高等学校長の措置

Vの「第4 高等学校長の措置」に準ずる。

第6 検査

- 1 受検者
志願者全員とする。
- 2 検査方法
 - (1) 再募集に当たっての学力検査及び面接を実施する。
 - (2) 検査教科は、国語、数学及び英語の3教科とする。
- 3 検査会場
各志願先高等学校とする。
- 4 検査期日
令和6年3月25日(月) ※ 集合時間等は、各高等学校長の指示による。

第7 選抜方法

- 1 志願先高等学校長は、調査書の記録、再募集に当たっての学力検査の成績及び面接の結果を総合判定し、選抜する。
- 2 志願者から「自己申告書」、中学校長から「欠席日数の多い生徒に関する事情説明書」の提出を受けた高等学校長は、それらを総合判定の参考資料とすることができる。

第8 入学許可予定者の発表

令和6年3月27日(水)午前11時に各志願先高等学校のホームページへ入学許可予定者の受検番号を掲載するとともに、入学許可予定者に郵送により通知する。

VII 通信制の課程における入学者選抜

第1 学校名

中央高等学校

第2 募集学科及び募集人員

募集学科は普通科及び衛生看護科とし、募集定員は別に定める。

募集は2期に分けて行う。第1期の募集人員は募集定員の60%以内とし、第2期の募集人員は、募集定員から第1期募集における入学許可予定者数を減じた数をもとに、教育委員会が定める。

第3 出願資格

全日制の課程における後期募集の「第2 出願資格」に準ずるほか、山梨県内に住所を有する者であること。衛生看護科については、さらに甲府看護専門学校准看護学科の在学者、卒業者又は入学許可予定者に限る。

第4 出願方法

1 出願の制限

- (1) 全日制及び定時制の課程並びに特別支援学校高等部と併願することはできない。
- (2) 全日制及び定時制の課程並びに特別支援学校高等部における入学許可予定者は、出願することができない。

2 出願手続

- (1) 令和6年1月12日(金)から中央高等学校において募集要項(出願書類一式)を配付する。志願者本人又は代理の者が来校し、受け取ること。
- (2) 募集要項に従って必要な書類等をすべて整え、3の出願受付期間内に必ず志願者本人が中央高等学校に持参すること。不備の場合は、受け付けられないので注意すること。
- (3) 中学校長は、出願者一覧表(様式7)及び5段階評定集計表(様式8)を提出する必要はない。

3 出願受付期間 (※ 出願は必ず志願者本人が行うこと)

第1期出願受付期間：令和6年3月12日(火)、3月13日(水)、3月14日(木)の午前9時から午後4時まで

第2期出願受付期間：令和6年3月26日(火)、3月27日(水)、3月28日(木)の午前9時から午後4時まで

第5 検査

1 受検者

志願者全員とする。

2 検査方法

- (1) 出願時に面接を実施する。
- (2) 次の第1期、第2期検査期日に作文及び筆記検査を実施する。

第1期出願受付期間の出願者を対象とする第1期検査期日：令和6年3月15日(金)

第2期出願受付期間の出願者を対象とする第2期検査期日：令和6年3月29日(金)

第6 選抜方法

高等学校長は、面接、作文及び筆記検査の結果を総合判定し、選抜する。

第7 入学許可予定者の発表

第1期検査受検者については令和6年3月19日(火)付で、第2期検査受検者については令和6年4月4日(木)付で、選抜結果を郵送により通知する。

第8 その他

その他詳細については、中央高等学校において配付する募集要項を参照すること。

VIII 特別な配慮が必要な生徒の受検

第1 申し出

中学校長は、身体に障害があるなど、受検の際や入学後において特別な配慮が必要と判断される生徒がいる場合、あるいは検査等に際して周囲の受検生への影響が懸念される生徒がいる場合には、志願先高等学校長に申し出又は相談することとする。なお、出願先が定まらず、志願したい高等学校が複数ある場合にはそれぞれの高等学校長に申し出等を行うこと。申し出等の期限は特に定めないが、出願時には志願先高等学校との調整が完了している必要があるため、志願の意思を確認でき次第速やかに行うこと。

高等学校長は、中学校長より申し出等を受けた場合には、速やかに総務課教育企画室に連絡すること。

第2 手続

特別な配慮についての申し出には、中学校長は「特別な配慮が必要な生徒に関する事情説明書」（様式28）に原則として「特別な配慮が必要な生徒に関する意見書」（様式29）を添付し、志願先高等学校長に提出すること。なお、志願したい高等学校が複数ある場合は、申し出時は原本の写しでの提出を可とするので、その際は出願時に原本を提出すること。

申し出を受けた高等学校長は、必要に応じて教育委員会と協議すること。

IX 検査結果の開示

第1 全日制入学者選抜検査の結果の開示方法

※簡易な手続きによる保有個人情報の提供（以下「簡易提供」という。）による。

1 前期募集

- (1) 提供内容 面接、特色適性検査、特技及び個性表現の評価の段階
各学校が設定した評価基準に基づくA（良好）、B（概ね良好）、C（努力を要す）の3段階評価
- (2) 提供場所 当該申出者の検査会場となった高等学校
- (3) 提供方法 簡易提供の申出に基づき、「簡易提供用成績一覧表」の閲覧による。
- (4) 提供期間 入学許可予定者発表の日から一月間（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

2 後期募集

- (1) 提供内容 学力検査の科目別得点及び得点合計
- (2) 提供場所、方法、期間については、前期募集に準じて実施

3 再募集

- (1) 提供内容
- ・作文を実施する場合：面接及び作文の評価の段階
各学校が設定した評価基準に基づくA（良好）、B（概ね良好）、C（努力を要す）の3段階評価
 - ・学力検査を実施する場合：面接の評価の段階並びに学力検査の科目別得点及び得点合計
面接については、各学校が設定した評価基準に基づくA（良好）、B（概ね良好）、C（努力を要す）の3段階評価
- (2) 提供場所、方法、期間については、前期募集に準じて実施

第2 定時制入学者選抜検査の結果の開示方法（簡易提供）

1 定時制検査

- (1) 提供内容 面接の評価の段階並びに学力検査の科目別得点及び得点合計
面接については、各学校が設定した評価基準に基づくA（良好）、B（概ね良好）、C（努力を要す）の3段階評価
- (2) 提供場所、方法、期間については、全日制課程の前期募集に準じて実施

2 再募集

- (1) 提供内容 面接の評価の段階並びに学力検査の科目別得点及び得点合計
面接については、各学校が設定した評価基準に基づくA（良好）、B（概ね良好）、C（努力を要す）の3段階評価
- (2) 提供場所、方法、期間については、全日制課程の前期募集に準じて実施

第3 通信制入学者選抜検査の結果の開示方法（簡易提供）

- (1) 提供内容 面接、作文及び筆記検査の評価の段階

学校が設定した評価基準に基づく A（良好）、B（概ね良好）、C（努力を要す）の
3段階評価

- (2) 提供場所 中央高等学校
- (3) 提供方法 簡易提供の申出に基づき、「簡易提供用成績一覧表」の閲覧による。
- (4) 提供期間 入学許可予定者発表の日から一月間（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

第4 調査書等の開示

開示の方法

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第77条の規定に基づき、書面（開示請求書）により、「県民情報センター（山梨県庁別館2F）」、「各地域県民センター（中北、峡東、峡南、富士・東部）」に開示請求を行う。

留意事項

- 1 山梨県個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年山梨県条例第50号）第19条の規定に基づく簡易な手続きによる保有個人情報の提供は、本人に限るものとし、法定代理人による申出は認めない。
- 2 簡易提供の申出は、申出年月日及び申出者の氏名を記載した書面の提出及び受検票を提示して行う。
- 3 簡易提供を実施する期間は、入学許可予定者発表の日から一月間（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）とし、受付時間は、入学許可予定者発表日は午前11時から午後4時まで、それ以外の日は午前9時から午後4時までとする。それ以降は、書面（開示請求書）により第4に示した所定の申請窓口に開示請求を行う。
- 4 甲府市立甲府商業高等学校における検査結果の開示については、県立高等学校に準ずる。

X その他

- 1 高等学校長は、選抜の結果を直ちに教育長に報告する。
- 2 この要項に定めのあるもののほか、必要な事項は別に定める。

別記1 県外からの出願

1 一家転住などのやむを得ない理由により、他の都道府県から入学を志願する者は、あらかじめ志願先高等学校長の承認を受けなければならない。

2 県外からの入学志願承認に当たって、「やむを得ない理由」のある者とは、次のいずれかに該当する者をいう。

- (1) 本人及び保護者の住所が山梨県内にある者
- (2) 保護者が転勤等のために山梨県内に居住することが確実である者又は保護者が現に山梨県内に居住している者
- (3) 定時制の課程を志願する者
- (4) 当該都道府県の高等学校に設置されていない学科を志願する者
- (5) その他特別な事情がある者

3 申請手続

- (1) 志願先高等学校長に、県外入学志願承認願（様式19）、住民票の写し（令和5年12月1日以降のもので、本人、保護者及び同居の家族に関するもの）、県外入学志願承認のための事情説明書（様式20）を提出する。
- (2) 志願先高等学校長は、申請書の内容を審査し、適当と認めるときは申請者に県外入学志願承認書（様式21）に承認条項を明示して通知する。

4 申請期間

- (1) 全日制前期募集
令和6年1月9日(火)、1月10日(水)の午前9時から午後4時まで及び1月11日(木)の午前9時から正午までとする。
- (2) 全日制後期募集・定時制
令和6年1月29日(月)から2月13日(火)(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の午前9時から午後4時まで及び2月14日(水)の午前9時から正午までとする。

5 2の(1)～(5)に該当しない者であっても、次に該当する者は、次に定める要項により出願することができる。

- (1) 別に定める「令和6年度山梨県立高等学校の入学者選抜における県外からの受検の特例措置要項」(10月中に山梨県教育委員会のホームページで公開)の規定により、次表の各高等学校に対応する隣接都県に居住する者

高等学校名	隣接都県
北 杜	長野県
身 延	静岡県
上野原	東京都 神奈川県

- (2) 別に定める「令和6年度山梨県公立高等学校の入学者選抜における全国募集の実施要項」(10月中に山梨県教育委員会のホームページで公開)の規定により、北杜高等学校、韮崎高等学校、韮崎工業高等学校、甲府工業高等学校、農林高等学校、日川高等学校、笛吹高等学校、都留高等学校、甲府商業高等学校に出願する者

別記2 帰国生徒等特別措置

1 出願資格

Ⅲの「第2 出願資格」又はVの「第1 出願資格」を有する者で、次のいずれかに該当し、帰国生徒等特別措置の適用を受けようとする者は、あらかじめ志願先高等学校長の承認を受けなければならない。

(1) 海外帰国生徒

原則として、令和3年4月1日以降に帰国した者又は帰国予定の者で、外国における在住期間がその帰国時からさかのぼり継続して2年以上ある者

(2) 移住生徒

中国残留邦人等、永住するため海外から引き揚げてきた者及び海外から移住してきた者の子で、原則として、令和6年4月1日時点で、日本における在住期間が7年以内の者

なお、中国残留邦人等とは、昭和20年9月2日以前から引き続き外国に居住し、その後、永住目的で帰国した者（これらの者を両親として外国において出生した者を含む。）をいう。

(3) 外国籍生徒

保護者とともに山梨県内に居住し、又は居住予定のある外国籍を有する者で、原則として、令和6年4月1日時点で、日本における在住期間が7年以内の者

* 外国において、学校教育における9年の課程を修了した又は令和6年3月に修了する見込みの外国籍生徒がこの措置の適用を受けようとする場合は、申請書類の提出を見込んで早期に山梨県教育委員会総務課教育企画室に問い合わせること。

2 申立手続

- (1) 志願先高等学校長に申立書（様式22）を提出する。ただし、保護者が引き続き海外に居住し、志願者のみ帰国又は帰国予定の場合は、身元引受承諾書（様式23）を併せて提出する。
- (2) 志願先高等学校長は、申立書の内容を審査し、適当と認めるときは申立者に帰国生徒等特別措置適用承認書（様式24）により通知する。

3 申立期間

令和6年1月29日(月)から2月13日(火)（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後4時まで及び2月14日(水)の午前9時から正午までとする。

4 入学検査における特別措置

- (1) 1の出願資格を有する者の選抜は、調査書の記録、学力検査の成績及び面接の結果を総合判定し、一般受検者と区別して行う。
- (2) 学力検査は、令和6年度山梨県公立高等学校入学者選抜学力検査問題を使用し、国語、社会、数学、理科及び英語の5教科の中から自己選択した3教科とする。また、面接は日本語で行う。ただし、専門教育学科を志願する者又は普通科のコースを希望する者は、志願先の選抜又はコース指定における傾斜配点教科を含めて選択しなければならない。専門教育学科又は普通科のコースを第2希望にする場合においても同様とする。
- (3) 笛吹高等学校（普通科）、都留興譲館高等学校（普通科）及び中央高等学校のいずれかを受験する場合は、5教科の中から自己選択した2教科と日本語又は英語による面接とする。

5 募集定員における特別措置

1の出願資格を有する者の選抜は、募集定員を超えて、志願先高等学校の学級数に相当する数まで入学を許可することができる。

6 入学後の特別措置

日本語指導を特に必要とする生徒を対象とした教育課程を、笛吹高等学校（普通科）、都留興譲館高等学校（普通科）及び中央高等学校に置く。

様式1 全日制課程（前期募集）

◇ 県立高等学校受検者は、ここに山梨県収入証紙（2,200円）を点線に沿って貼付すること。 (消印しないこと)		
◇ 市立甲府商業高等学校受検者は、2,200円を現金で納入すること。		
入 学 願 書		
※受検番号 _____		
令和6年 月 日		
_____ 高等学校長 殿		
ふりがな		
志願者氏名		
保護者氏名		
次のとおり入学志願いたします。		
志願者	生年月日	平成 年 月 日生
	現住所	〒
在学中学校		
保護者	現住所	〒
		志願者との続柄
志願学科		科
希望する普通科のコース		コース
選抜区分		
普通科のコース指定に漏れた場合		・普通科を希望する ・コース以外の普通科を希望しない

(注) 裏面の記入上の注意事項参照のこと。
本票は日本産業規格A4（横）とする。

令和6年度 受検票	
(全・前)	
山梨県 教 育 委員会	
写真欄 (4cm×3cm)	
<ul style="list-style-type: none"> 令和5年12月1日以降に撮影した、上半身・正面・脱帽のもの 裏面に中学校名・氏名を記載 白黒、カラーのいずれも可 	
※ 受検番号	
志願先	
高等学校	
志願学科	
科	
希望する普通科のコース	
コース	
選抜区分	
普通科のコースに漏れた場合	
<ul style="list-style-type: none"> 普通科を希望する コース以外の普通科を希望しない 	
志願者氏名	

- 検査期日
令和6年2月1日（木）、2月2日（金）
集合時間、検査時間等は各高等学校長の指示による。
- ※欄は記入しないこと。

記入上の注意事項

- 高等学校長の箇所は、志願先学校名を記入すること。
- 現住所欄は、現住所を記入し、これから変更しようとする住所等を記入しないこと。
なお、保護者の住所が志願者と同じ場合は、保護者の現住所欄は「志願者と同じ」と記入して良い。
- 保護者とは、志願者に対して親権を行う者又は親権を行う者のないときは未成年後見人若しくは未成年後見人の職務を行う者をいう。
- 志願者との続柄欄は、例えば、「父」のように記入すること。
- 志願学科欄は、次のように記入すること。
 - 普通科のコースを希望する場合は、「普通」と記入し、コース名は記入しないこと。
 - 職業に関する学科又は専門教育学科の志願者は、志願学科を記入すること。
ただし、塩崎工業高等学校、都留興譲館高等学校工業科四学科及び青洲高等学校工業科二学科の志願者は、「工業」と記入し、塩山高等学校商業科二学科及び青洲高等学校商業科二学科の志願者は、「商業」と記入すること。
- 北杜高等学校、甲府東高等学校、巨摩高等学校及び塩山高等学校の普通科の志願者は、希望する普通科のコース欄を次のように記入すること。
 - コースを希望する者は、コース名を記入すること。
 - コースを希望しない者は、「なし」と記入し、普通科のコース指定に漏れた場合欄は記入しないこと。
- 選抜区分欄は「教育方針、志願してほしい生徒像、前期募集選抜方法」P68, 69の一覧表にある選抜区分を記入すること。
- 北杜高等学校、巨摩高等学校及び塩山高等学校の普通科のコースを希望する者は、普通科のコース指定に漏れた場合の欄に、普通科のコース指定に漏れた場合の希望を○印で記入すること。
- 白根高等学校及び山梨高等学校を志願する者は、コース希望の有無にかかわらず希望する普通科のコース欄を空欄にしておくこと。

※ 個人情報の取り扱いについて

記入していただいた個人情報は、山梨県公立高等学校入学者選抜事務のために利用し、他の目的に利用することはありません。

受検上の注意事項

- 受検者の持参すべきもの
 - 受検票
 - 上履
 - 時計（計算機能・辞書機能・通信機能等のあるものを除く。音が出ないようにすること。）
 - 筆記用具
 - その他学校の指示するもの
- 携帯電話・スマートフォン等を持っている者は、検査会場に入る前にアラーム等の設定を解除した上で、電源を切ってかばん等に入れ、各学校の指示に従うこと。
- 検査等に際して支障があると判断した場合には、別室受検を命じることもある。

様式2 全日制課程（後期募集）

◇ 県立高等学校受検者は、ここに山梨県収入証紙（2,200円）を点線に沿って貼付すること。 （消印しないこと）				
◇ 市立甲府商業高等学校受検者は、2,200円を現金で納入すること。				
入 学 願 書				
※受検番号 令和6年 月 日				
高等学校長 殿				
ふりがな				
志願者氏名				
保護者氏名				
次のとおり入学志願いたします。				
志願者	生年月日	昭和・平成 年 月 日生		
	現住所	〒		
	在学(出身)中学校			
保護者	現住所	〒		
				志願者との統柄
志願学科	志願順位1	科	志願順位2	科
希望する普通科のコース		コース		
普通科のコース指定に漏れた場合		・普通科を希望する ・コース以外の普通科を希望しない		
帰国生徒等特別措置の適用を受ける者の選択科目		教科()、面接[]		

(注) 裏面の記入上の注意事項参照のこと。
本票は日本産業規格A4（横）とする。

令和6年度 受検票		
（全・後）		
写真欄 (4cm×3cm)		
山梨県 教育 委員会		
・令和5年12月1日以降 に撮影した、上半身・ 正面・脱帽のもの 裏面に中学校名・氏名 を記載 ・白黒、カラーのいずれ も可		
※ 受検番号		
志願先 高等学校		
志願学科	志願順位1 科	志願順位2 科
希望する普通科のコース コース		
普通科のコースに漏れた場合 ・普通科を希望する ・コース以外の普通科を希望しない		
志願者氏名		

1. 検査期日
令和6年3月5日（火）（午前8時50分集合）
第1时限 国語 9時30分～10時25分
第2时限 社会 10時45分～11時30分
第3时限 数学 11時50分～12時35分
第4时限 理科 13時35分～14時20分
第5时限 英語 14時45分～15時30分
2. ※欄は記入しないこと。

記入上の注意事項

1. 高等学校長の箇所は、志願先学校名を記入すること。
2. 現住所欄は、現住所を記入し、これから変更しようとする住所等を記入しないこと。なお、保護者の住所が志願者と同じ場合は、保護者の現住所欄は「志願者と同じ」と記入してよい。
3. 在学（出身）中学校欄には高等学校への入学資格を得た、又は得ようとする最終在学（出身）中学校名を記入すること。中学校を卒業又は修了することなく高等学校への入学資格を得た者は、その在学（出身）中学校欄に記入し、それを証明する証拠書類を添付すること。
4. 保護者とは、志願者に対して親権を行う者又は親権を行う者のないときは未成年後見人若しくは未成年後見人の職務を行う者をいう。
5. 志願者との統柄欄は、例えば、「父」のように記入すること。
6. 志願学科欄は、次のように記入すること。
 - (1) 普通科の志願者は、コースを希望する場合でも「普通」と記入し、コース名は記入しないこと。
 - (2) 菅崎工業高等学校、都留興譲館高等学校工業科四学科及び青洲高等学校工業科二学科の志願者は、「工業」と記入すること。
 - (3) 塩山高等学校商業科二学科及び青洲高等学校商業科二学科の志願者は、「商業」と記入すること。
 - (4) 第2希望制がない高等学校を志願する者、及び第2希望制がある高等学校を志願する者で第2志望のない者は、志願順位2の欄に「なし」と記入する。空欄にしないこと。
7. 北杜高等学校、甲府東高等学校、巨摩高等学校及び塩山高等学校の普通科の志願者は、希望する普通科のコース欄及び普通科のコース指定に漏れた場合欄を次のように記入すること。
 - (1) コースを希望する者は、希望する普通科のコース欄に志願順位にかかわらずコース名を記入し、コース指定に漏れた場合の希望を普通科のコース指定に漏れた場合欄に○印で記入すること。
 - (2) コースを希望しない者は、希望する普通科のコース欄に「なし」と記入し、普通科のコース指定に漏れた場合欄は記入しないこと。
8. 白根高等学校及び山梨高等学校を志願する者は、コース希望の有無にかかわらず希望する普通科のコース欄を空欄にしておくこと。
9. 帰国生徒等特別措置が適用される者は、帰国生徒等特別措置の適用を受ける者の選択教科欄に国語、社会、数学、理科及び英語の5教科の中から自己選択した3教科を（ ）内に記入すること。
笛吹高等学校（普通科）及び都留興譲館高等学校（普通科）を志願する者は2教科を（ ）内に記入し、[] 内には面接の「日本語」「英語」の別を記入すること。

※ 個人情報の取り扱いについて

記入していただいた個人情報は、山梨県公立高等学校入学者選抜事務のために利用し、他の目的に利用することはありません。

様式3 全日制課程（再募集）

◇ 県立高等学校受検者は、ここに山梨県収入証紙（2,200円）を点線に沿って貼付すること。
 (消印しないこと)

◇ 市立甲府商業高等学校受検者は、2,200円を現金で納入すること。

入 学 願 書				
※受検番号 _____				
令和6年 月 日				
_____高等学校長 殿				
ふりがな				
志願者氏名				
保護者氏名				
次のとおり入学志願いたします。				
志願者	生年月日	昭和・平成 年 月 日生		
	現住所	〒		
在学(出身)中学校				
保護者	現住所	〒		
	志願者との続柄			
志願学科	志願順位1	科	志願順位2	科
希望する普通科のコース		コース		
普通科のコース指定に漏れた場合		・普通科を希望する ・コース以外の普通科を希望しない		

(注) 裏面の記入上の注意事項参照のこと。
 本票は日本産業規格A4（横）とする。

令和6年度
受検票
全・再

写真欄
(4cm×3cm)
 山梨県
教 育
委員会

※受検番号

志願先
高等学校

志願学科
志願順位1
科
希望する普通科のコース
コース

普通科のコースに漏れた場合
 ・普通科を希望する
 ・コース以外の普通科を希望しない

志願者氏名

- 検査期日
令和6年3月19日（火）
午前8時50分 集合
午前9時00分～ 点呼、注意
午前9時20分～ 検査
- ※欄は記入しないこと。

記入上の注意事項

- 高等学校長の箇所は、志願先学校名を記入すること。
- 現住所欄は、現住所を記入し、これから変更しようとする住所等を記入しないこと。なお、保護者の住所が志願者と同じ場合は、保護者の現住所欄は「志願者と同じ」と記入してよい。
- 在学(出身)中学校欄には高等学校への入学資格を得た、又は得ようとする最終在学(出身)中学校名を記入すること。中学校を卒業又は修了することなく高等学校への入学資格を得た者は、その在学(出身)中学校欄に記入し、それを証明する証拠書類を添付すること。
- 保護者とは、志願者に対して親権を行う者又は親権を行う者のないときは未成年後見人若しくは未成年後見人の職務を行う者をいう。
- 志願者との続柄欄は、例えば、「父」のように記入すること。
- 志願学科欄は、次のように記入すること。
 - 普通科の志願者は、コースを希望する場合でも「普通」と記入し、コース名は記入しないこと。
 - 垂崎工業高等学校、都留興譲館高等学校工業科四学科及び青洲高等学校工業科二学科の志願者は、「工業」と記入すること。
 - 塩山高等学校商業科二学科及び青洲高等学校商業科二学科の志願者は、「商業」と記入すること。
 - 第2希望制がない高等学校を志願する者、及び第2希望制がある高等学校を志願する者で第2志望のない者は、志願順位2の欄に「なし」と記入する。空欄にしないこと。
- 北杜高等学校、甲府東高等学校、巨摩高等学校及び塩山高等学校の普通科の志願者は、希望する普通科のコース欄及び普通科のコース指定に漏れた場合欄を次のように記入すること。
 - コースを希望する者は、希望する普通科のコース欄に志願順位にかかわらずコース名を記入し、コース指定に漏れた場合の希望を普通科のコース指定に漏れた場合欄に○印で記入すること。
 - コースを希望しない者は、希望する普通科のコース欄に「なし」と記入し、普通科のコース指定に漏れた場合欄は記入しないこと。
- 白根高等学校及び山梨高等学校を志願する者は、コース希望の有無にかかわらず希望する普通科のコース欄を空欄にしておくこと。

※ 個人情報の取り扱いについて

記入していただいた個人情報は、山梨県公立高等学校入学者選抜事務のために利用し、他の目的に利用することはありません。

様式4 定時制課程

<p>◇ 県立高等学校定時制課程の受検者は、ここに山梨県入試紙（950円）を点線に沿って貼付すること。 (消印しないこと)</p>		
入 学 願 書 ※受検番号 _____ 令和6年 月 日 _____高等学校長 殿		
ふりがな		
志願者氏名		
保護者氏名		
次のとおり入学志願いたします。		
志願者	生年月日	昭和・平成 年 月 日生
	現住所	〒
在学(出身)中学校		
保護者	現住所	〒
		志願者との続柄
志願学科	志望順位1	志望順位2
	科()	科()
帰国生徒等特別措置の適用を受ける者の選択科目	教科()、面接[]	

(注) 裏面の記入上の注意事項参照のこと。
本票は日本産業規格A4(横)とする。

令和6年度 受検票 (定)	
山梨県教育委員会	
<p>写真欄 (4cm×3cm) ・令和5年12月1日以降に撮影した、上半身・正面・脱帽のもの ・裏面に中学校名・氏名を記載 ・白黒、カラーのいずれも可</p>	
※ 受検番号	
志願先 高等学校	
志願学科	志望順位1 志望順位2 科() 科()
志願者氏名	

- 印
- 検査期日
令和6年3月5日(火)(午前8時50分集合)
第1时限 国語 9時30分~10時25分
第2时限 社会 10時45分~11時30分
第3时限 数学 11時50分~12時35分
第4时限 理科 13時35分~14時20分
第5时限 英語 14分45分~15時30分

令和6年3月6日(水)面接
集合時間等は各高等学校長の指示による。

- ※欄は記入しないこと。

記入上の注意事項

- 高等学校長の箇所は、志願先学校名を記入すること。
- 現住所欄は、現住所を記入し、これから変更しようとする住所等を記入しないこと。
なお、保護者の住所が志願者と同じ場合は、保護者の現住所欄は「志願者と同じ」と記入してよい。
- 在学(出身)中学校欄には高等学校への入学資格を得た、又は得ようとする最終在学(出身)中学校名を記入すること。中学校を卒業又は修了することなく高等学校への入学資格を得た者は、その旨在学(出身)中学校欄に記入し、それを証明する証拠書類を添付すること。
- 保護者とは、志願者に対して親権を行う者又は親権を行う者のないときは未成年後見人若しくは未成年後見人の職務を行う者をいう。
- 志願者との続柄欄は、例えば、「父」のように記入すること。
- 志願学科欄は、次のように記入すること。
 - 中央高等学校を志願する者は、()内に、普通科では「午前部」「午後部」「夜間部」、情報経理科では「午後部」「夜間部」の別を記入すること。また、第2志望のある者は、志望順位2欄に記入し、第2志望のない者は、志望順位2欄に「なし」と記入すること。
 - ひばりが丘高等学校を志願する者は、志望順位1欄の()内に、「昼間部」「夜間部」の別を記入すること。
 - 甲府工業高等学校を志願する者は、志望順位1欄に「工業」と記入すること。

- 帰国生徒等特別措置が適用される者は、帰国生徒等特別措置の適用を受ける者の選択教科欄に国語、社会、数学、理科及び英語の5教科の中から自己選択した3教科を()内に記入すること。
中央高等学校を志願する者は2教科を()内に記入し、[]内には面接の「日本語」「英語」の別を記入すること。

※ 個人情報の取り扱いについて

記入していただいた個人情報は、山梨県公立高等学校入学者選抜事務のために利用し、他の目的に利用することはありません。

受検上の注意事項

- 受検者の持参すべきもの
 - 受検票
 - 鉛筆(シャープペンシルも可)
 - 消しゴム
 - 時計(計算機能・辞書機能・通信機能等のあるものを除く。音が出ないようにすること。)
 - 定規(三角定規も可。分度器付き定規を除く。)
 - コンパス
 - 上履
 - 昼食
- 携帯電話・スマートフォン等を持っている者は、検査会場に入る前にアラーム等の設定を解除した上で、電源を切つてかばん等に入れ、各学校の指示に従うこと。
- 検査等に際して支障があると判断した場合には、別室受検を命じることもある。

様式5 定時制課程（再募集）

<p>◇ 県立高等学校定時制課程の受検者は、ここに山梨県収入証紙（950円）を点線に沿って貼付すること。 (消印しないこと)</p>	<p>令和6年度 受検票 定・再</p>																	
<p>入 学 願 書</p> <p>※受検番号 _____ 令和6年 月 日</p> <p>_____ 高等学校長 殿</p>																		
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">ふりがな</td> <td style="width: 90%;"></td> </tr> <tr> <td>志願者氏名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>保護者氏名</td> <td></td> </tr> </table>		ふりがな		志願者氏名		保護者氏名												
ふりがな																		
志願者氏名																		
保護者氏名																		
<p>次のとおり入学志願いたします。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="3" style="width: 10%;">志願者</td> <td style="width: 10%;">生年月日</td> <td style="width: 80%;">昭和・平成 年 月 日 生</td> </tr> <tr> <td>現住所</td> <td>〒</td> </tr> <tr> <td>在学（出身）中学校</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="width: 10%;">保護者</td> <td>現住所</td> <td>〒 志願者との続柄</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="width: 10%;">志願学科</td> <td>志望順位1</td> <td>志望順位2</td> </tr> <tr> <td>科（ ）</td> <td>科（ ）</td> </tr> </table>		志願者	生年月日	昭和・平成 年 月 日 生	現住所	〒	在学（出身）中学校		保護者	現住所	〒 志願者との続柄			志願学科	志望順位1	志望順位2	科（ ）	科（ ）
志願者	生年月日		昭和・平成 年 月 日 生															
	現住所		〒															
	在学（出身）中学校																	
保護者	現住所	〒 志願者との続柄																
志願学科	志望順位1	志望順位2																
	科（ ）	科（ ）																
<p>契 印</p>																		
<p>※ 受検番号</p>																		
<p>志願先 高等学校</p>																		
<p>志願学科 志望順位1 志望順位2 科（ ） 科（ ）</p>																		
<p>志願者氏名</p>																		
<p>1. 検査期日 令和6年3月25日（月） 集合時間、検査時間等は各高等学校長の指示による。 2. ※欄は記入しないこと。</p>																		

（注）裏面の記入上の注意事項参照のこと。
本票は日本産業規格A4（横）とする。

記入上の注意事項

1. 高等学校長の箇所は、志願先学校名を記入すること。
2. 現住所欄は、現住所を記入し、これから変更しようとする住所等を記入しないこと。
なお、保護者の住所が志願者と同じ場合は、保護者の現住所欄は「志願者と同じ」と記入してよい。
3. 在学（出身）中学校欄には高等学校への入学資格を得た、又は得ようとする最終在学（出身）中学校名を記入すること。中学校を卒業又は修了することなく高等学校への入学資格を得た者は、その旨在学（出身）中学校欄に記入し、それを証明する証拠書類を添付すること。
4. 保護者とは、志願者に対して親権を行う者又は親権を行う者のないときは未成年後見人若しくは未成年後見人の職務を行う者をいう。
5. 志願者との続柄欄は、例えば、「父」のように記入すること。
6. 志願学科欄は、次のように記入すること。
 - (1) 中央高等学校を志願する者は、() 内に、普通科では「午前部」「午後部」「夜間部」、情報経理科では「午後部」「夜間部」の別を記入すること。また、第2志望のある者は、志望順位2欄に記入し、第2志望のない者は、志望順位2欄に「なし」と記入すること。
 - (2) ひばりが丘高等学校を志願する者は、志望順位1欄の() 内に、「昼間部」「夜間部」の別を記入すること。
 - (3) 甲府工業高等学校を志願する者は、志望順位1欄に「工業」と記入すること。

受検上の注意事項

1. 受検者の持参すべきもの
 - 受検票
 - 鉛筆（シャープペンシルも可）
 - 消しゴム
 - 時計（計算機能・辞書機能・通信機能等のあるものを除く。音が出ないようにすること。）
 - 上履
 - その他学校の指定するもの
 2. 携帯電話・スマートフォン等を持っている者は、検査会場に入る前にアラーム等の設定を解除した上で、電源を切ってかばん等に入れ、各学校の指示に従うこと。
 3. 検査等に際して支障があると判断した場合には、別室受検を命じることもある。
- ※ 個人情報の取り扱いについて
記入していただいた個人情報は、山梨県公立高等学校入学者選抜事務のために利用し、他の目的に利用することはありません。

様式6

調査書

志願変更確認	※ 高等学校長 職印	受検 番号	※	※	
氏名 (ふりがな) (生)		男 ・ 女 ・ 生)	令和 ・ 平成 令和 ・ 平成	入学 転編入 卒業 卒業 見込	保護者の住所
記載事項に誤りがないことを証明します。 令和 年 月 日					
所 在 地 学 校 名 校 長 氏 名					職印 記載責任者氏名

※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※		
各教科の学習の記録	教 科		評 定			行動の記録	項 目		状況	項 目	状況	
			第1学年	第2学年	第3学年		基本的な生活習慣			思いやり・協力		
	国語						健康・体力の向上			生命尊重・自然愛護		
	社会						自主・自律			勤労・奉仕		
	数学						責任感			公正・公平		
	理科						創意工夫			公共心・公徳心		
	音楽						進路の希望					
	美術								活動の事実			
	保健体育								学年 内容	第1学年	第2学年	第3学年
	技術・家庭								学級活動			
外国語							生徒会活動					
総合学習的な時間	第1学年内容			第2学年内容		第3学年内容		学校行事				
								部活動				
								諸活動の記録 (上記諸活動の実績等)				
欠席の記録	学年 1 2 3	欠席日数	欠席の主な理由			校外活動の記録 (社会参加活動、受賞等)						
健 康 に 関 す る 特 記 事 項							その他の特記事項					

(注) 1. ※欄は記入しないこと。
 2. 保護者の住所は志願者と同じ場合も必ず記載すること。
 3. 本票は日本産業規格A4(縦)とする。

様式 7

出願者一覧表（ 枚中 枚目）（全日制・定時制）

高等学校長 殿

令和 年 月 日

男子人	総 数	人	学校名	校長氏名	職印
女子人					

一連番号	※受検番号	氏 名	性別	「志願学科」または「普通科のコース希望」		備 考	
				第一	第二		
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17							
18							
19							
20							
21							
22							
23							
24							
25							

- (注) 1. 全日制課程における募集の場合は全日制と、定時制課程における募集の場合は定時制と表記すること。
 2. この一覧表は、志願先高等学校、全日制（前期・後期・再募集）・定時制（入学者選抜・再募集）別に作成し、出願書類に添付すること。
 3. 受検番号は記入しないこと。
 4. 「志願学科」または「普通科のコース希望」欄は、願書に準じて記入すること。
 5. 特別支援学級在籍生徒については、備考欄に「特別の教育課程」と記入すること。
 6. 本票は日本産業規格A4（縦）とする。

5段階評定集計表（前期・後期）

令和 年 月 日

山梨県教育委員会教育長 殿

学 校 名

校 長 氏 名

職印

記載責任者氏名

本校の第1学年から第3学年の5段階評定について、各教科の5段階評定の集計は次のとおりです。

中学校	分校の場合は記載すること	在籍者数

- (注) 1. 全日制課程における前期募集の場合は前期を、後期募集の場合は後期を○で囲むこと。
2. 提出先は山梨県教育庁高校教育課とする。
3. 本票は日本産業規格A4(縦)とする。

学習活動及び生活状況に関する所見

令和 年 月 日

高等学校長 殿

学校名

校長氏名

職印

志願者氏名 _____

生年月日 平成 年 月 日 生 _____

志願学科名 _____

志願者の学習活動及び生活状況については次のとおりです。

A 十分満足できる

B 満足できる

C 努力を要する

〈努力を要する事項〉

- 授業に向かう姿勢
- 学校行事等への取り組み
- 学校のきまり等の遵守

(注) 1. A、B、Cのいずれかに○を付ける。Cの場合は□にレを入れる。
2. 本票は日本産業規格A4(縦)とする。

様式 10

受検 番号	※	※
----------	---	---

志願理由書

令和 年 月 日

高等学校長 殿

中学校名

志願者氏名

生年月日 平成 年 月 日 生

保護者氏名

私は、次の理由により、貴校
前期募集に志願します。

1 入学を希望する理由

(入学を希望する理由や、入学後の抱負等について、各高等学校が示す「教育方針、志願してほしい生徒像」等を踏まえて記入してください。)

2 自分をアピールできることがら

(自分の良さや学級活動、生徒会活動、学校行事、ボランティア活動、また資格・検定等の取得、その他の活動等について記入してください。)

- (注) 1. 保護者氏名欄以外は全て志願者直筆とし、ボールペン又は万年筆を使用すること。
2. 普通科のコースを希望する場合は、コース名も記入すること。(白根高等学校の文理コース及び山梨高等学校的英理総合コースを除く。)
3. ※欄は記入しないこと。
4. 本票は日本産業規格 A4 (縦) とする。

確 約 書

令和 年 月 日

高等学校長 殿

志願者氏名

保護者氏名

貴校 科への前期募集による入学許可予定者に内定した場合は、ここに本人及び保護者連署のうえ、相異なく入学することを確約します。

上記のことを行なっています。

令和 年 月 日

学 校 名

校長氏名

職印

(注) 本票は日本産業規格 A4 (縦) とする。

前期募集選抜結果内定通知書
前期募集選抜結果通知書 郵送依頼書

令和 年 月 日

高等学校長 殿

学校名

校長氏名

□職印

令和6年 月 日（ ）に交付される前期募集選抜結果内定通知書
及び受検者あての前期募集選抜結果通知書については、郵送による交付
をお願いいたします。

所 在 地 _____
〒

連 絡 先 電話（ ） —

また、特色適性検査問題の送付の希望については次のとおりです。

1. 送付を希望する。
2. 送付を希望しない。

(注) 本票は日本産業規格A4(縦)とする。

前期募集選抜結果内定通知書
前期募集選抜結果通知書 受領書

令和 年 月 日

高等学校長 殿

学校名

校長氏名

職印

前期募集選抜結果内定通知書及び受検者あての前期募集選抜結果通知書を受領いたしました。

代理受領者 職・氏名

連絡先 電話 () -

(注) 受領の際には、受領者本人であることを確認できるものを提示すること。

志願変更願

令和 年 月 日

高等学校長 殿

在学(出身)中学校名

志願者氏名

保護者氏名

次のとおり志願変更したいので承認願います。

1 志願変更前 (1 全日制 2 定時制)

志願先高等学校	志願学科	
_____高等学校	志望順位 1 科 志望順位 2 科	
普通科のコース		普通科のコース指定に漏れた場合の選択
希望の有無 1 有 2 無	希望コース名 _____コース	1 普通科を希望する 2 リを希望しない

2 志願変更後 (1 全日制 2 定時制)

志願先高等学校	志願学科	
_____高等学校	志望順位 1 科 志望順位 2 科	
普通科のコース		普通科のコース指定に漏れた場合の選択
希望の有無 1 有 2 無	希望コース名 _____コース	1 普通科を希望する 2 リを希望しない

上記の志願変更は適当であると認めます。

令和 年 月 日

学校名

校長氏名

職印

(注) 1. 中央高等学校又はひばりが丘高等学校にかかる志願変更の場合は、志願学科の部(午前部・午後部・夜間部又は昼間部・夜間部)を記入すること。

2. 本票は日本産業規格A4(縦)とする。

志願変更通知書

令和 年 月 日

高等学校長 殿

高等学校長 職印

次の者は、1により出願しましたが、2に出願変更する旨の申出がありましたので
通知します。

志願変更者

氏名 _____

在学（出身）中学校名 _____

1 志願変更前（1 全日制 2 定時制）

志願先高等学校	志願学科
_____高等学校	志望順位 1 科 志望順位 2 科

普通科のコース		普通科のコース指定に漏れた場合の選択
希望の有無 1 有 2 無	希望コース名 _____コース	1 普通科を希望する 2 リを希望しない
_____	_____	_____

2 志願変更後（1 全日制 2 定時制）

志願先高等学校	志願学科
_____高等学校	志望順位 1 科 志望順位 2 科

普通科のコース	
希望の有無 1 有 2 無	希望コース名 _____コース
_____	_____

- (注) 1. 中央高等学校又はひばりが丘高等学校にかかる志願変更の場合は、志願学科の部（午前部・午後部・夜間部又は昼間部・夜間部）を記入すること。
2. 本票は日本産業規格 A4（縦）とする。

誓 約 書

令和 年 月 日

高等学校長 殿

志願者氏名

保護者氏名

下記の事項は、事実と相違ないことを誓約いたします。

なお、事実に相違するときは入学志願、入学許可を取り消されても異存ありません。

記

令和 6 年度山梨県内の公・私立高等学校のいずれにも合格していないこと。

以上

上記のことを証明します。

令和 年 月 日

学 校 名

校長氏名

職印

(注) 本票は日本産業規格 A4 (縦) とする。

学力検査成績証明書等送付願

令和 年 月 日

高等学校長 殿

学校名

校長氏名

職印

下記の者が再募集に出願しますので、本人の学力検査(成績
未受検) 証明書を、
志願先の高等学校長あて送付くださるようお願いします。

記

後期募集受検番号	
受検者氏名	
再募集志願先高等学校	

以上

- (注) 1. 学力検査を受検した者については本文中()内の「成績」を、病気等やむを得ない理由により学力検査を受検できなかった者については「未受検」を、それぞれ○で囲むこと。
2. 本票は日本産業規格 A4 (縦) とする。

学力検査（成績）証明書 未受検

令和 年 月 日

高等学校長 殿

高等学校長

職印

次の者は、令和6年度後期募集において、本校 科に出願し、
学力検査については下記のとおり相違ないことを証明する。

記

受検番号 _____ 番 氏名 _____

1 学力検査を受検し、成績は次のとおりである。

国語	社会	数学	理科	英語	合計

2 学力検査を受検しなかった。

以上

- (注) 1. 学力検査を受検した者については本文中（ ）内の「成績」を、病気等やむを得ない理由により学力検査を受検できなかった者については「未受検」を、それぞれ○で囲むこと。
2. 本票は日本産業規格A4（縦）とする。

県外入学志願承認願

令和 年 月 日

高等学校長 殿

志願者

現 住 所

氏 名

生 年 月 日 平成 年 月 日 生

在学（出身）中学校名

保護者

現 住 所

氏 名

本人との続柄

次のとおり県外入学志願をしたいので承認されますようお願いします。

入学を希望する 高 等 学 校	高等学校	全日制課程 定時制課程	科
県 外 入 学 志 願 理 由			

上記の者について、次のことを証明します。

- 1 貴校入学志願は正当なものであること。
- 2 貴校以外の公立高等学校に出願していないこと。

令和 年 月 日 所在地・電話番号

中学校名

校長氏名

職印

- (注) 1. 承認願いを提出する場合は、事情説明書、住民票の写しを添付すること。
2. 本票は日本産業規格A4（縦）とする。

県外入学志願承認のための事情説明書

令和 年 月 日

高等学校長 殿

中学校名

志願者氏名

保護者氏名

下記により、県外入学志願承認をお願い申し上げます。

1. 家族構成

氏 名	続柄	職業、在学校名・学年

2. 新住居の概要（該当するものを○で囲み、必要事項を記入すること）

- ・持ち家 借家 社宅 親族との同居 その他 ()
未定（令和 年 月 日 住居決定予定）

3. 山梨県内の新住所（未定の場合は、記入不要）

- ・新住所
・転居予定年月日 令和 年 月 日 転居予定

4. 県外入学志願承認書の送付先住所及び電話番号

- ・送付先
・送付先住所
・電話番号

(注) 本票は日本産業規格A4(縦)とする。

令和　年　月　日

殿

高等学校長　　[職印]

県外入学志願承認書

願い出のあった県外入学の志願について、次の条項により承認します。

承認事項

- 1 本人及び保護者の住所が山梨県内にある者
- 2 保護者が転勤等のために山梨県内に居住することが確実となった者
又は保護者が現に山梨県内に居住している者
- 3 定時制の課程を志願する者
- 4 当該都道府県の高等学校に設置されていない学科を志願する者
- 5 その他特別な事情がある者

(注) 1. この承認書は、入学願書に添えて提出すること。

2. 後期募集等の出願時にも必要となる場合もあるので、あらかじめ写しを保存しておくこと。
3. 本票は日本産業規格 A 4 (縦) とする。

申 立 書

令和 年 月 日

高等学校長 殿

志願者氏名 _____

生年月日 平成 年 月 日 生

保護者氏名 _____

別記2により帰国生徒等特別措置の適用を申し立てます。
志願者と家族の海外在住状況等については、次のとおりです。

1 出国前、海外在住中、帰国・入国後の教育歴（小学校以降の略歴を記載）

学 校 名	所在地（国名・都市名）	期 間	備 考
		年 月～ 年 月	
		年 月～ 年 月	
		年 月～ 年 月	
		年 月～ 年 月	
		年 月～ 年 月	
		年 月～ 年 月	

(注) 期間は西暦で記入し、その他、特に参考になることがあれば備考に記入する。

2 家族の状況

氏 名	続 柄	現 住 所	帰国・入国 (予定) 年月	帰国・入国後の住所
			年 月	
			年 月	
			年 月	
			年 月	
			年 月	

3 志願者と保護者の帰国予定日が異なる場合は、その理由及び身元引受人

理 由				
	氏 名	志願者との関係	住 所	・ 電 話
身元引受人			TEL ()	

(注) 1. 家族の状況欄は、志願者についても記入すること。
 2. 身元引受人欄は、保護者が記入すること。
 3. 外国籍生徒は、上陸許可年月日が記載されている「パスポート」の写し、及び「住民票」を添付すること。

中 学 校 長 の 証 明

上記のとおり相違ありません。

令和 年 月 日

学 校 名 _____

校長氏名 _____ 職印

(注) 1. 中学校長の証明が得られない志願者は、山梨県教育庁総務課教育企画室に問い合わせること。
 2. 本票は日本産業規格 A 4 (縦) とする。

令和 年 月 日

身元引受承諾書

高等学校長 殿

身元引受人

氏 名 _____ (印)

住 所 _____

(電 話) _____

下記の者が貴校を受検するに当たり、保護者が帰国するまでの間、責任を持つて志願者の身元引受人となることを承諾します。

記

1 志願者 氏名

2 保護者 氏名

3 志願者との関係

4 志願者の住所

(1) 出願時の住所

(2) 入学時の住所

以上

(注) 本票は日本産業規格 A 4 (縦) とする。

令和 年 月 日

殿

高等学校長 職印

帰国生徒等特別措置適用承認書

あなたからの申立に基づく帰国生徒等特別措置について下記のとおり承認します。

なお、この承認書は入学願書に添付するので、願書提出まで大切に保管してください。

記

1 志願者氏名

2 住 所

3 中学校名

4 出願資格の区分

ア 海外帰国生徒

イ 移住生徒

ウ 外国籍生徒

以上

(注) 本票は日本産業規格A4(縦)とする。

帰国生徒等に関する事情説明書

令和 年 月 日

高等学校長 殿

志願者氏名 _____

保護者氏名 _____

志願者生年月日	年 月 日生	国 籍		
海外在留地名				
海外在留期間	年 月 日 ~ 年 月 日			
学校教育歴	種 別	学 校 名	在 学 学 年	在 学 期 間
		所在地 (国名・都市名)	年 ~ 年	年 月 ~ 年 月
	小 学 校			
中 学 校				
身元引受人 (保護者が海外に居住している場合) 住 所 氏 名			志願者との関係	
個 別 事 情				

(注) 日本の中学校に相当する海外の在学 (出身) 校が発行する成績・単位修得証明書又はそれに準ずるもの (在外教育施設以外は、英文で記載されたものが望ましい) を添付すること。
なお、添付できない場合は、その事由を明記すること。

受検 番号	※	※
----------	---	---

自己申告書

令和 年 月 日

高等学校長 殿

中学校名

志願者氏名

保護者氏名

私は、貴校

への志願に当たり、次のとおり申告します。

志願者記入欄（長期欠席の理由、志願の動機、高校生活への抱負など）

保護者記入欄（高等学校に理解してほしい事柄など）

- (注)
1. 保護者氏名欄及び保護者記入欄以外は全て志願者直筆とし、ボールペンまたは万年筆を使用すること。
 2. 志願者は、自己申告書を厳封の上、志願先の高等学校長あて親展として提出する。
 3. ※欄は記入しないこと。
 4. 本票は日本産業規格A4（縦）とする。

受検 番号	※	※
----------	---	---

欠席日数の多い生徒に関する事情説明書

令和 年 月 日

高等学校長 殿

学校名

校長氏名

職印

志願者氏名

志願学科名

上記の志願者について、次のとおり事情を説明します。

(注) 本票は日本産業規格 A 4 (縦) とする。

特別な配慮が必要な生徒に関する事情説明書

令和 年 月 日

高等学校長 殿

学 校 名

校長氏名

職印

貴校 科を志願する本校生徒の学習・生活状況等は、次のとおりです。

- 1 志願者氏名
保護者氏名
住 所
- 2 病名・症状・障害の状況・その他特別な事情等

3 授業において行っている配慮

4 定期試験等で行っている配慮

5 その他学校生活等において行っている配慮

6 高校受検に際して必要と思われる配慮

- (注)
1. 出願時には志願先高等学校との特別な配慮に関する調整が完了している必要があるため、本事情説明書は志願の意思を確認でき次第速やかに提出する。
 2. その他、志願先高等学校と連絡を取りながら、必要な項目を適宜追加して記載する。
 3. 志願したい高等学校が複数ある場合、申し出時は写しで可とする。出願時に原本を提出する。
 4. 本票は日本産業規格A4（縦）とする。

様式 29

特別な配慮が必要な生徒に関する意見書	
生徒氏名	
生徒住所	
保護者氏名	
病名・症状・障害の状況等	
高等学校において予想される生活上の困難点に対する医師としての意見	
受検時に予想される困難点との対応	
通学や学校内の移動等	
授業や学校行事への対応	
学校生活における支援の必要性	
その他予想される困難点等	
総合所見	
令和 年 月 日	
上記のとおり相違ありません。	
<u>病院名</u>	
<u>医師氏名</u>	<u>印</u>

(注) 1. 志願したい高等学校が複数ある場合、申し出時は写しで可とする。出願時に原本を提出する。

2. 本票は日本産業規格A4(縦)とする。

入 学 志 願 書					
※受検番号 令和6年 月 日					
山梨県立中央高等学校長 殿					
ふりがな					
志願者氏名					
保護者等氏名					
(志願者が出願時に満18歳以上の場合は、保護者等氏名及び保護者等の欄への記入を省略することができる。)					
次のとおり入学志願いたします。					
志願者	生年月日	昭和・平成 年 月 日 生			
	現住所	〒			
在学(出身)中学校	立 中学校				
保護者等	現住所	〒			志願者との続柄
志願する課程・学科	通信制課程 () 科				
希望する作文・筆記検査期日 (赤で囲むこと)	第1期検査 3月15日(金)		第2期検査 3月29日(金)		

(注) 裏面の記入上の注意事項参照のこと。
本票は日本産業規格A4(横)とする。

令和6年度 受検票	
通	
写真欄 (4cm×3cm)	
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> 山梨県 教 育 委 員 会 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> • 令和5年12月1日以降に撮影した、上半身・正面・脱帽のもの • 裏面に中学校名・氏名を記載 • 白黒、カラーのいずれも可 </div>	
※ 受検番号	
志願先 山梨県立中央高等学校	
志望の課程・学科 通信制課程 科	
志願者氏名	
印	
1. 検査期日 (1) 面接 出願日 (2) 作文及び筆記検査 第1期検査 3月15日(金) 第2期検査 3月29日(金)	
2. 検査内容・時間割 (1) 面接 面接時間は一人10分程度 (2) 作文及び筆記検査 集合 午前9時30分 検査 午前9時45分～午前10時30分	
3. ※欄は記入しないこと。	
※ 期	

記入上の注意事項

- 志願者氏名は、住民票に記載されている氏名を記入すること。旧漢字は、旧漢字のまま書くこと。住民票記載の氏名を名のることを希望しない場合は、出願時に相談すること。
外国籍の方で、住民票に通称が記載されていて、通称の使用を希望する場合は、志願者氏名の欄に氏名を記した後に()を付し、そこに通称を記入すること。
- 志願者が出願時に満18歳以上の場合は、保護者等氏名及び保護者等の欄への記入を省略することができる。なお、保護者等とは、志願者に対して親権を行う者又は親権を行う者のないときは未成年後見人若しくは未成年後見人の職務を行う者、または、父母等をいう。
- 現住所の欄は、必ず現住所を記入し、これから変更しようとする住所等を記入しないこと。
- 県外の中学校を卒業(見込)の場合は、在学(出身)中学校の欄に都道府県名から記入すること。中学校を卒業又は修了することなく高等学校への入学資格を得た場合は、その旨在学(出身)中学校の欄に記入し、それを証明する証拠書類を添付すること。
- 志願者との続柄欄は、例えば、「父」のように記入すること。

受検上の注意事項

- 受検者の持参すべきもの
 - 受検票
 - 鉛筆(シャープペンシルも可)
 - 消しゴム
 - 時計(計算機能・辞書機能・通信機能等のあるものを除く。音が出ないようにすること。)
 - 上履
- 携帯電話・スマートフォン等を持っている者は、検査会場に入る前にアラーム等の設定を解除した上で、電源を切ってかばん等に入れる等、中央高校の指示に従うこと。
- 検査等に際して支障があると判断した場合には、別室受検を命じることもある。

※ 個人情報の取り扱いについて

記入していただいた個人情報は、山梨県公立高等学校入学者選抜事務のために利用し、他の目的に利用することはありません。

追検査受検申請書

令和 年 月 日

高等学校長 殿

受 檢 番 号	
志願者氏名	
保護者氏名	

次の理由により、 学力検査 ・ 面接 を欠席しましたので、追検査の受検を申請します。

なお、既に受検した教科がある場合、その検査については無効となることを承知しています。

欠席理由

(学力検査若しくは面接又は両方を○で囲むこと)

上記のとおり、相違ないことを認めます。

中学校名

校長氏名

職印

(注) 1. 追検査における志願変更はできないため、受検票に記載の志願先高等学校長へ提出すること。

2. 追検査受検申請書への記載は、中学校名・校長氏名を除き、保護者による代筆を認める。

----- キリトリ ----- 契 ----- 印 ----- キリトリ -----

以下は志願先高等学校長が記載する

追検査受検承認書

令和 年 月 日

受 檢 番 号	
志願者氏名	

学力検査 ・ 面接 の追検査の受検を承認します。

中学校名

校長氏名

職印

(注) 1. 高等学校長は追検査の対象ではない検査方法に抹消線を引くこと。

2. 追検査を受検する者は受検票に加え追検査受検承認書（本状）を持参すること。

別表 1

入学者選抜における傾斜配点教科及び傾斜割合一覧表

1 入学者選抜における傾斜配点

専門教育学科の学校別傾斜配点教科及び傾斜割合

専門教育学科名	傾斜配点教科	学 校 名	傾斜割合
理 数 科	数 学	甲府南高等学校	1. 2倍
	理 科	吉田高等学校	
文 理 科	英 語 数 学	韮崎高等学校	傾斜はかけない
英語理数科	英 語 数 学	都留興譲館高等学校	傾斜はかけない
探 究 科	英 語 数 学	甲府第一高等学校	傾斜はかけない

2 普通科のコース指定における傾斜配点

普通科のコースの学校別傾斜配点教科及び傾斜割合

◎ 普通科のコースは、入学者選抜は500点満点で行い、コースの指定を傾斜配点に基づく資料により行う。

コ ー ス 名	傾 斜 配 点 教 科	学 校 名	傾斜割合
理 数	数 学	北杜高等学校	傾斜はかけない
	理 科	甲府東高等学校	1. 2倍
理 数 創 造	数 学 理 科	巨摩高等学校	傾斜はかけない
英 数	英 語 数 学	塩山高等学校	傾斜はかけない

※ 白根高等学校の文理コース及び山梨高等学校の英理総合コースは、普通科の入学許可予定者の発表後に希望をとり、学校が別に実施する学力検査等によりコースの指定を行う。

**山梨県立特別支援学校高等部
入学者選抜実施要項**

令和6年度山梨県立特別支援学校高等部入学者選抜実施要項

令和6年度山梨県立特別支援学校高等部の入学者の選抜は、この要項に定めるところにより実施する。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが2類から5類に引き下げられたことを踏まえ、基本事項第7に規定する特別日程への移行は行わない。ただし、受検生が安全・安心に受検できる環境を確保するため、通常日程として定めた日程のうち、令和6年2月5日（月）から令和6年2月9日（金）及び令和6年3月9日（土）から令和6年3月21日（木）については、感染症罹患者の回復期間に配慮し、日程を変更して実施する。

I 募集定員

各特別支援学校の募集定員は、別に定める。

II 出願資格

保護者とともに山梨県内に住所を有する者で、次の各学校の要件に該当する者とする。

学校名	部	種別(学科)	要件
盲学校	高等部	本科(普通科) 同(保健理療科)	学校教育法施行令(以下「施行令」という。)第22条の3に規定する視覚障害者で、次の各号のいずれかに該当する者 1 視覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の中学部を卒業した者又は令和6年3月に卒業見込みの者 2 中学校、これに準ずる学校若しくは義務教育学校を卒業した者若しくは令和6年3月に卒業見込みの者又は中等教育学校の前期課程を修了した者若しくは同月に修了見込みの者(以下「中学校卒業見込者等」という。) 3 盲学校長が、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者
ろう学校	高等部	本科(普通科)	施行令第22条の3に規定する聴覚障害者で、次の各号のいずれかに該当する者 1 聽覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の中学部を卒業した者又は令和6年3月に卒業見込みの者 2 中学校卒業見込者等 3 ろう学校長が、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者
甲府支援学校	高等部	本科(普通科)	施行令第22条の3に規定する肢体不自由者又は病弱者(病弱以外の障害を併せ有していない者)で、次の各号のいずれかに該当する者 1 肢体不自由者若しくは病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の中学部を卒業した者又は令和6年3月に卒業見込みの者 2 中学校卒業見込者等 3 志願先特別支援学校長が、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者
あけぼの支援学校	高等部	本科(普通科)	

学校名	部	種別(学科)	要件
わかば支援学校	高等部	本科(普通科)	施行令第22条の3に規定する知的障害者で、次の各号のいずれかに該当する者 1 知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の中学部を卒業した者又は令和6年3月に卒業見込みの者 2 中学校卒業見込者等 3 志願先特別支援学校長が、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者
かえで支援学校	高等部	本科(普通科)	施行令第22条の3に規定する知的障害者、肢体不自由者又は病弱者(病弱以外の障害を併せ有していない者)で、次の各号のいずれかに該当する者 1 知的障害者、肢体不自由者若しくは病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の中学部を卒業した者又は令和6年3月に卒業見込みの者 2 中学校卒業見込者等 3 志願先特別支援学校長が、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者
やまびこ支援学校	高等部	本科(普通科)	施行令第22条の3に規定する知的障害者、肢体不自由者又は病弱者(病弱以外の障害を併せ有していない者)で、次の各号のいずれかに該当する者 1 知的障害者、肢体不自由者若しくは病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の中学部を卒業した者又は令和6年3月に卒業見込みの者 2 中学校卒業見込者等 3 志願先特別支援学校長が、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者
ふじざくら支援学校	高等部	本科(普通科)	施行令第22条の3に規定する知的障害者で、次の各号の全てに該当する者 1 次のいずれかの条件を満たす者 (1) 知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の中学部を卒業した者又は令和6年3月に卒業見込みの者 (2) 中学校卒業見込者等 (3) 高等支援学校桃花台学園校長が、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者 2 知的障害の程度が比較的軽い者で、施行令第22条の3に規定する知的障害以外の障害を併せ有していない者 3 基本的生活習慣を身につけており、自主通学のできる者
高等支援学校桃花台学園	高等部	本科(産業技術科)	施行令第22条の3に規定する知的障害者で、次の各号の全てに該当する者 1 次のいずれかの条件を満たす者 (1) 知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の中学部を卒業した者又は令和6年3月に卒業見込みの者 (2) 中学校卒業見込者等 (3) 高等支援学校桃花台学園校長が、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者 2 知的障害の程度が比較的軽い者で、施行令第22条の3に規定する知的障害以外の障害を併せ有していない者 3 基本的生活習慣を身につけており、自主通学のできる者

III 出願方法

第1 高等支援学校桃花台学園(以下「桃花台学園」という。)

1 出願の制限

- (1) 高等学校全日制の課程における前期募集と併願することはできない。
- (2) 志願者は、桃花台学園の教育相談を、令和5年12月28日(木)までに受けること。
- (3) 他の都道府県から入学を志願する者の扱いについては、別記1「県外からの出願(桃花台学園)」による。

2 出願期間

次の表のとおり。

月　日(曜日)	受付場所	受付時間
令和6年1月18日(木)	山梨県総合教育センター (一括受付)	別に定める
令和6年1月19日(金)	桃花台学園	午前9時から午後4時まで
令和6年1月22日(月)	桃花台学園	午前9時から正午まで

※県内中学校又は特別支援学校以外からの出願の場合、郵送（書留に限る）も可とするが、
令和6年1月22日(月)の正午までに桃花台学園必着のこと。

3 出願手続

- (1) 志願者は、次の書類を在学中学校の校長又は在学特別支援学校の校長（以下「中学校長等」という。）を経由して、桃花台学園校長に提出する。

提出書類	提出を要する者	摘要
ア 入学願書	志願者全員	桃花台学園校長が指定する様式
イ 写真（白黒・カラー いずれも可）	志願者全員 (入学願書に貼付)	令和5年12月1日以降に撮影した、縦 4cm×横3cmの上半身、正面、脱帽の もの。 裏面に中学校名又は特別支援学校名及び 氏名を記載すること。
ウ 志願理由書	志願者全員	桃花台学園校長が指定する様式
エ 確約書	志願者全員	桃花台学園校長が指定する様式
オ 学習成績証明書又は その提出不能を証明 する書類	調査書が提出できない者	様式任意
カ 通学区域外又は 県外入学志願承認書	他の都道府県からの志願者	様式3
キ 封筒① (角形2号)	志願者全員	日本産業規格 角形2号 (240mm×332mm) (切手不要) 志願者の郵便番号・住所・氏名を「・・様」 と記した封筒1通 (郵便で入学願書を提出する場合は、上記 に加えて志願者の郵便番号・住所・氏名を 記した日本産業規格 長形3号 (120mm× 235mm) (切手不要) の封筒をもう1通同 封すること)
ク 封筒② (長形3号)	志願者全員	日本産業規格 長形3号 (120mm×235mm) (切手不要) 志願者の中学校名又は特別支援学校名・氏 名を「・・様」と記した封筒1通

提出書類	提出を要する者	摘要
ヶ 住民票の写し	県内からの志願者全員	本人及び保護者に関するもので、令和5年12月以降発行の表面に個人番号が記載されていないもの
コ 健康診断票	志願者全員	令和5年12月以降に受診し、桃花台学園校長が指定する様式により医療機関が発行したもの
サ 知的障害の程度を証明できるもの	志願者全員（「山梨県立特別支援学校中学部を卒業した知的障害を主障害とする者又は令和6年3月卒業見込みの知的障害を主障害とする者」を除く。）	山梨県総合教育センター相談支援センター（以下「総合教育センター」という。）が令和5年4月以降に発行した施行令第22条の3に規定する知的障害者であることを証明する「教育相談における所見」（すでに出願時に有効な療育手帳を取得している場合は、その写しにより所見に替えることができる。）

(2) 必要書類の請求

入学願書等出願に必要な書類は、桃花台学園に直接請求する。

(3) 入学審査料

無料

(4) 中学校長等の手続

- ① 中学校長等は、調査書及び出願者一覧表を作成し、出願期限までに桃花台学園校長に提出しなければならない。

なお、調査書及び出願者一覧表は、高等学校入学者選抜処理システム（以下「入試処理システム」という。）を導入している中学校においては、「令和6年度山梨県公立高等学校入学者選抜実施要項」に準じて入試処理システムにより出力されたもの（調査書（様式6）及び出願者一覧表（様式7））とし、提出の際、入試処理システム用記録媒体を添えること。また、特別支援学校及び上記の様式での対応が難しい中学校においては、桃花台学園校長が別途指定するものとする。

- ② 中学校長等は、中学校又は特別支援学校中学部において第3学年の欠席日数が30日以上の者について、欠席日数が多い状況や理由等を説明する「欠席日数の多い生徒に関する事情説明書」を桃花台学園校長に提出する。欠席日数が30日未満の者についても中学校長等が必要と認める場合は、「欠席日数の多い生徒に関する事情説明書」を提出することができる。

- ③ 桃花台学園校長が別途指定する調査書、出願者一覧表及び「欠席日数の多い生徒に関する事情説明書」は、桃花台学園に直接請求する。

4 調査書作成上の注意事項

「令和6年度山梨県公立高等学校入学者選抜実施要項」に準ずる。

5 出願上の注意

(1) 出願書類の志願者氏名

- ① 志願者が作成する書類の署名欄については、志願者本人が住民票記載の文字（指導要録と一致する：以下「本名」という。）で自署する。なお、外国籍生徒等で本名が長くなる場合には、入学願書に明記することで、本名を省略した氏名（以下「略称」という。）の使用を可とする。

- ② 受検に際して略称を使用する外国籍生徒等は、入学願書の署名欄に、本名の後ろに（ ）を付して略称を併記する。なお、受検票には略称のみ記入すること。

- ③ 中学校長等が作成する書類の志願者氏名について、志願者が特定できる場合は略字や略称の使用も可とする。なお、外国籍生徒等が略称を使用する場合には、調査書の「その他特記事項」に本名と上

記②の略称を併記すること。

(2) 出願書類の順序

出願者一覧表に添える出願書類の順序は、次のとおりとする。

入学願書を一番上にし、志願理由書、確約書、調査書、住民票の写し、健康診断票、知的障害の程度を証明できるもの、その他の書類（県外入学志願承認書等）、封筒①、②の順に重ね、志願者ごとにクリップで留めること。

6 桃花台学園校長の措置

- (1) 桃花台学園校長は、入学願書等の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、所要の事項を記入した上で、受検票を志願者に交付又は郵送する。その際、中学校又は特別支援学校には、受検番号を記載した出願者一覧表の写しを交付する。
- (2) 桃花台学園校長は、志願者数を出願期間中、毎日学校内に掲示する。
- (3) 桃花台学園校長は、入学願書の受付締切後、直ちに志願者数を(2)に準じて学校内に掲示するとともに、山梨県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）に報告する。

第2 盲学校、ろう学校、甲府支援学校、あけぼの支援学校、わかば支援学校、かえで支援学校、やまびこ支援学校及びふじざくら支援学校（以下「盲学校等」という。）

1 出願の制限

- (1) 出願は、「山梨県立特別支援学校通学区域等に関する規則」に定める通学区域の学校とする。
- (2) 次の者の扱いについては、別記2「通学区域外又は県外からの出願（盲学校等）」による。
 - ① 他の都道府県及び県内の通学区域外から入学を志願する者
 - ② 通学区域外から県内の児童福祉施設等に措置入所若しくは契約入所し入学を志願する者

2 出願期間

令和6年2月13日（火）から2月16日（金）の午前9時から午後4時まで及び2月19日（月）の午前9時から正午まで

3 出願手続

- (1) 志願者は、次に掲げる書類を志願先特別支援学校長に提出する。また、別途志願先特別支援学校長が定める書類についても提出する。

① 全校共通

ア 入学願書

イ 調査書

ウ 住民票の写し

本人及び保護者に関するもので、令和6年1月以降発行の表面に個人番号が記載されていないもの

エ 健康診断票又は指定様式の診断書

医療機関が発行したもの（志願先特別支援学校長が様式を指定する場合は、当該様式による。

ただし、病弱者については県教育委員会が指定する様式による。）で、令和6年1月以降に受診したもの（志願先特別支援学校の中学校部を令和6年3月卒業見込みの者を除く。）

あけぼの医療福祉センターで加療中の肢体不自由者が、あけぼの支援学校を受検する場合の健康診断票は、同センター発行のものとする。

- ② 学校ごとに必要な書類（「志願先特別支援学校の中学校部を令和6年3月卒業見込みの者」を除く。）

学校名	学校ごとに必要な書類
盲学校	令和6年1月以降に受診した眼科医発行の健康診断票
ろう学校	令和6年1月以降に受診した耳鼻咽喉科医発行の健康診断票

学校名	学校毎に必要な書類
甲府支援学校	(肢体不自由者) 令和6年1月以降に受診した整形外科医発行の健康診断票 (病弱者) 令和6年1月以降に受診した病弱を証明する医師の診断書（様式8）
あけぼの支援学校	(肢体不自由者) 令和6年1月以降に受診した整形外科医発行の健康診断票（あけぼの医療福祉センターで治療を受けていない者） (病弱者) 令和6年1月以降に受診した病弱を証明する医師の診断書（様式8）
わかば支援学校	山梨県総合教育センター相談支援センターが令和5年4月以降に発行した施行令第22条の3に規定する知的障害者であることを証明する「教育相談における所見」（すでに出願時に有効な療育手帳を取得している場合は、その写しにより所見に替えることができる）
かえで支援学校	
やまびこ支援学校	(肢体不自由者) 令和6年1月以降に受診した整形外科医発行の健康診断票 (病弱者) 令和6年1月以降に受診した病弱を証明する医師の診断書（様式8） (知的障害者)
ふじざくら支援学校	山梨県総合教育センター相談支援センターが令和5年4月以降に発行した施行令第22条の3に規定する知的障害者であることを証明する「教育相談における所見」（すでに出願時に有効な療育手帳を取得している場合は、その写しにより所見に替えることができる）

(2) 「II 出願資格」の表中、各学校の「要件」欄の3に該当する者は、①の書類のうち、調査書に替えて、学習成績証明書又はその提出不能を証明する書類を提出する。

(3) 必要書類の請求

入学願書等出願に必要な書類は、志願先特別支援学校に直接請求する。

(4) 入学審査料

無料

4 志望順位

盲学校の本科普通科及び本科保健理療科については、志望順位をつけて出願することができる。

5 調査書作成上の注意事項

「令和6年度山梨県公立高等学校入学者選抜実施要項」に準ずる。

6 出願上の注意

(1) 出願書類の志願者氏名

「III 第1 5 (1) 出願書類の志願者氏名」に準ずる。

(2) 志願者は、志願先特別支援学校の教育相談を、予め令和5年12月28日(木)までに受けるものとする。（志願先特別支援学校の中学校部を令和6年3月卒業見込みの者を除く。）

IV 入学検査

第1 桃花台学園

1 受検者

志願者全員

2 検査期日

令和6年2月1日(木)

開始時刻については、桃花台学園校長が定める。

3 検査会場

桃花台学園

4 検査内容

(1) 学力検査(国語、数学)

(2) 作業能力検査

(3) 面接

5 検査の実施

検査会場の管理及び検査結果の処理の責任者は桃花台学園校長とし、係員は桃花台学園の教職員をもって充てる。

第2 盲学校等

1 受検者

志願者全員

2 検査期日

令和6年3月5日(火)

開始時刻については、志願先特別支援学校長が定める。

3 検査会場

各志願先特別支援学校

4 検査内容

学 校 名	学 科	学 力 檢 査							面 接	生 活 動 作 検 査	機 能 検 査
		国 語	作 文	社 会	数 学	理 科	英 語	一 般 教 養			
盲 学 校	普通科	○			○		○		○		
	保健理療科	○	○					○	○		○
ろう学 校	普通科	○		○	○	○	○		○		
甲府支援学校	普通科	○			○				○	○	
あけぼの支援学校	普通科	○			○				○	○	
わかば支援学校	普通科	○			○				○	○	
やまびこ支援学校	普通科	○			○				○	○	
ふじざくら支援学校	普通科	○			○				○	○	
かえで支援学校	普通科	○			○				○	○	

※1 受検者の障害及び健康状態に応じ、検査内容を変更又は一部免除することがある。

※2 盲学校保健理療科の学力検査「一般教養」は、口頭試問により実施する。

5 検査の実施

検査会場の管理及び検査結果の処理の責任者は各志願先特別支援学校長とし、係員は当該学校の教職員をもって充てる。

V 追検査

桃花台学園及び盲学校保健理療科において追検査を行う。

1 対象者

- (1) 入学検査における学力検査、作業能力検査（盲学校保健理療科においては、機能検査）及び面接の全てを欠席した者で、次のいずれかに該当する者（一部入学検査を受検した者は対象とならない。）
- ① 新型コロナウイルス感染者、インフルエンザ等の感染者、感染の疑いのある者、発熱、下痢、嘔吐、腹痛等のある者
 - ② 公共交通機関の遅延、交通事故等不慮のやむを得ない事情のある者
- (2) (1)に掲げたやむを得ない事情により遅刻した者のうち、第1時限の検査終了時刻に間に合わない者は欠席したものとみなし、追検査の対象者とする。

2 受付期間

(1) 桃花台学園

追検査の受検を希望する者（入学検査の全てを欠席した者に限る。）は、令和6年2月1日（木）の午前11時までに中学校長等を経由して桃花台学園校長に申し出る。その上で、追検査受検申請書（様式4）及び必要書類を、令和6年2月6日（火）の正午までに桃花台学園校長に提出する。

(2) 盲学校保健理療科

追検査の受検を希望する者（入学検査の全てを欠席した者に限る。）は、令和6年3月5日（火）の午前11時までに中学校長等を経由して盲学校長に申し出る。その上で、追検査受検申請書（様式4）及び必要書類を、令和6年3月11日（月）の正午までに盲学校長に提出する。

3 必要書類

- (1) 新型コロナウイルス感染者、インフルエンザ等の感染者、感染の疑いのある者、発熱、下痢、嘔吐、腹痛等の場合は医師の診断書
- (2) 公共交通機関の遅延・交通事故の場合は、それを証明する書類
- (3) やむを得ず公的な書類が用意できない場合に限り、中学校長等による事情説明書（様式任意）

4 手続方法について

(1) 追検査の受検を希望する者の手続

追検査の受検を希望する者は、追検査受検申請書（様式4）に必要事項を記載し、必要書類及び受検票とともに速やかに中学校長等へ提出する。

(2) 中学校長等の手続

中学校長等は、追検査の受検を希望する者から提出された書類の内容を審査し、適当と認めるときは校長氏名・職印をもって証明の上で、追検査受検申請書を必要書類及び受検票とともに速やかに志願先特別支援学校長に提出する。

(3) 志願先特別支援学校長の措置

志願先特別支援学校長は、追検査受検申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、所要の事項を記入した上で、追検査受検承認書を受検票にクリップ等で留め申請者に交付する。

5 検査期日

(1) 桃花台学園

令和6年2月7日（水）

(2) 盲学校保健理療科

令和6年3月12日（火）

開始時刻については、各志願先特別支援学校長が定める。

6 検査会場

各志願先特別支援学校

7 検査内容

(1) 桃花台学園

「IV 第1 4 検査内容」に準ずる。

(2) 盲学校保健理療科

「IV 第2 4 検査内容」に準ずる。

8 検査の実施

検査会場の管理及び検査結果の処理の責任者は各志願先特別支援学校長とし、係員は当該学校の教職員をもって充てる。

VII 選抜の方法

志願先特別支援学校長は、中学校長等又は保護者から提出された志願者の健康診断票その他必要な書類と各検査の結果を資料として総合判定し、選抜する。

VIII 入学許可予定者の発表

第1 桃花台学園

1 日時

令和6年2月9日(金)午前11時

2 発表の方法

桃花台学園において受検番号を発表するとともに、入学許可予定者に通知する。

3 その他

桃花台学園の入学許可予定者は、高等学校全日制課程における後期募集、定時制の課程、通信制の課程及び特別支援学校入学者選抜検査に出願することはできない。

第2 盲学校等

1 日時

令和6年3月14日(木)午前11時

2 発表の方法

各志願先特別支援学校において受検番号を発表するとともに、入学許可予定者に通知する。

VIII 再募集

盲学校、ろう学校、甲府支援学校、あけぼの支援学校、やまびこ支援学校、ふじざくら支援学校及び桃花台学園において再募集を行う。なお、桃花台学園においては、入学許可予定者が募集定員に満たない場合に限り行う。

第1 盲学校、ろう学校、甲府支援学校、あけぼの支援学校、やまびこ支援学校、ふじざくら支援学校

1 出願資格

「II 出願資格」に該当する各特別支援学校の当該障害種別（やまびこ支援学校及びふじざくら支援学校においては、肢体不自由及び病弱）の単一障害者で、県内公・私立高等学校を受検し、出願時にいずれの高等学校及び特別支援学校にも合格していない者

2 出願方法

(1) 出願の制限

公立高等学校全日制の課程における再募集との併願はできない。

(2) 出願期間

令和6年3月15日(金)の午前9時から午後4時まで及び3月18日(月)の午前9時から正午まで

(3) 出願手続

再募集志願者は、「III 第2 3出願手続」の項に準じた書類に加え、在籍中学校長等の証明を受けた誓約書（様式5）を、志願先特別支援学校長に提出する。

(4) 志願順位

「III 第2 4 志願順位」による。

(5) 調査書作成上の注意事項

「III 第2 5 調査書作成上の注意事項」による。

3 検査期日

令和6年3月19日(火)

開始時刻については、志願先特別支援学校長がそれぞれ定める。

4 検査会場

各志願先特別支援学校

5 検査内容

志願先特別支援学校長が別途定める。

6 選抜の方法

志願先特別支援学校長は、中学校長等又は保護者から提出された志願者の健康診断票その他必要な書類と再募集にあたって実施する検査の結果を資料として総合判定し、選抜する。

7 入学許可予定者の発表

令和6年3月21日(木)の午前11時、志願先特別支援学校において受検番号を発表するとともに、入学許可予定者に通知する。

8 出願上の留意事項

志願者は、令和5年12月28日(木)までに、志願先特別支援学校の教育相談を予め受けるものとする。

（「志願先特別支援学校の中学校部を令和6年3月卒業見込みの者」を除く。）

第2 桃花台学園

1 出願資格

「II 出願資格」に該当する者で、県内公・私立高等学校を受検し、出願時にいずれの高等学校及び特別支援学校にも合格していない者

2 出願方法

(1) 出願の制限

① 公立高等学校全日制課程の再募集と併願することはできない。

② 志願者は、桃花台学園の教育相談を、令和5年12月28日(木)までに受けておくこと。

(2) 出願期間

令和6年3月15日(金)の午前9時から午後4時まで及び3月18日(火)の午前9時から正午まで

(3) 出願手続

再募集志願者は、「III 第1 3 (1)」の項に準じた書類に加え、誓約書（様式5）を中学校長等を経由して桃花台学園校長に提出する。

(4) 中学校長等の手続

「III 第1 3 (4) 中学校長等の手続」に準ずる。中学校長等は、再募集志願者から提出された誓約書の内容を審査し、適当と認めるときは証明の上で調査書及び出願者一覧表を作成する。

3 検査期日

令和6年3月19日(火)

開始時刻については、桃花台学園校長が定める。

4 検査会場

桃花台学園

5 検査内容

桃花台学園校長が別途定める。

6 選抜の方法

桃花台学園校長は、中学校長等から提出された志願者の健康診断票その他必要な書類と再募集に当たって実施する検査の結果を資料として総合判定し、選抜する。

7 入学許可予定者の発表

令和6年3月21日(木)の午前11時、桃花台学園において受検番号を発表するとともに、入学許可予定者に通知する。

IX 特別な配慮が必要な生徒の受検

第1 申し出等

中学校長等は、受検の際や入学後において特別な配慮が必要と判断される生徒がいる場合、あるいは検査等に際して周囲の受検生への影響が懸念される生徒がいる場合には、志願先特別支援学校長にできる限り早期に申し出又は相談することとする。

第2 手続

第1により申し出等を受けた志願先特別支援学校長が必要と判断した場合は、中学校長等は、特別な配慮を必要とする受検者について、「特別な配慮が必要な生徒に関する事情説明書」(様式1)を提出すること。この場合、特別支援学校長は、必要に応じて山梨県教育庁特別支援教育・児童生徒支援課長と協議するものとする。

X 検査結果の開示

第1 入学者選抜検査の結果の開示方法

※開示は簡易な手続きによる保有個人情報の提供(以下「簡易提供」という。)とする。

1 桃花台学園

(1) 提供内容

入学検査及び追検査については、学力検査の科目別得点及び得点合計、作業能力検査及び面接の評価の段階とする。なお、再募集については、実施する各検査等の評価の段階とする。

(2) 提供場所

桃花台学園

(3) 提供方法

- ① 「簡易提供用成績一覧表」の閲覧による。
- ② 山梨県個人情報の保護に関する法律施行条例第19条の規定に基づく簡易提供の申出は、本人に限るものとする。
- ③ 簡易提供の申出は、本人が申出年月日及び申出者の氏名を記載した書面の提出により行うものとする。本人であることの確認は、受検票を提示して行う。

(4) 提供期間

令和6年2月9日(金)から令和6年3月8日(金)まで(「土曜日、日曜日及び祝日」を除く。)とし、受付時間は午前9時(発表当日は発表後)から午後4時までとする。

なお、再募集の結果については令和6年3月21日(木)から令和6年4月19日(金)までとする。

2 盲学校等

(1) 提供内容

入学検査及び追検査については、学力検査の科目別得点及び得点合計、面接並びに生活動作検査又は機能検査の評価の段階とする。なお、再募集については、実施する各検査等の評価の段階とする。

(2) 提供場所

各志願先特別支援学校

(3) 提供方法

- ① 「簡易提供用成績一覧表」の閲覧による。
- ② 山梨県個人情報の保護に関する法律施行条例第19条の規定に基づく簡易提供の申出は、本人に限るものとする。

③ 簡易提供の申出は、本人が申出年月日及び申出者の氏名を記載した書面の提出により行うものとする。本人であることの確認は、受検票を提示して行う。

(4) 提供期間

令和6年3月14日(木)から令和6年4月12日(金)まで（「土曜日、日曜日及び祝日」を除く。）とし、受付時間は午前9時(発表当日は発表後)から午後4時までとする。

なお、再募集の結果については令和6年3月21日(木)から令和6年4月19日(金)までとする。

第2 調査書等の開示方法

個人情報の保護に関する法律第77条の規定に基づき、書面により、「県民情報センター（山梨県庁別館2階）」、「各地域県民センター（中北、峡東、峡南、富士・東部）」に開示請求を行う。

XI その他

- 1 特別支援学校長は、選抜の結果を直ちに教育長に報告する。
- 2 この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

別記1 県外からの出願（桃花台学園）

1 一家転住などのやむを得ない理由により、他の都道府県から桃花台学園の入学を志願する者は、あらかじめ桃花台学園校長の承認を受けなければならない。

2 県外からの入学志願承認に当たって、「やむを得ない理由」のある者とは、次のいずれかに該当する者をいう。

- (1) 本人及び保護者の住所が山梨県内にある者
- (2) 保護者が転勤等のために山梨県内に居住することが確実となった者又は現に山梨県内に居住している者
- (3) 山梨県内の児童福祉施設に他の都道府県から措置入所している者
- (4) 山梨県内の児童福祉施設に他の都道府県から契約入所している者
- (5) その他特別な事情がある者

3 申請手続

(1) 2に該当する者の保護者（保護者が親権を有しながら所在不明の場合は、保護者に相当する者をいう。以下同じ。）は、通学区域外又は県外入学志願承認願（様式2）に住民票の写し（令和5年12月1日以降のもので、本人、保護者及び同居の家族に関するもの）1通を添えて、桃花台学園校長に申請する。

なお、保護者の転勤又は転居によるときは、保護者の転勤（予定）証明書、新しい住所を証明する書類等を更に各1通添えるものとする。児童福祉施設等への入所によるときは、在所証明書等を更に各1通添えるものとする。

(2) 桃花台学園校長は、申請書の内容を審査し、適當と認めるときは申請者に通学区域外又は県外入学志願承認書（様式3）により承認条項を明示し通知する。

4 申請期間

令和6年1月9日（火）、1月10日（水）の午前9時から午後4時まで及び1月11日（木）の午前9時から正午までとする。

別記2 通学区域外又は県外からの出願（盲学校等）

- 1 一家転住などのやむを得ない理由により、通学区域外又は県外から本県の特別支援学校（桃花台学園を除く）を志願する者は、あらかじめ志願先特別支援学校長（以下「学校長」という。）の承認を受けなければならない。
- 2 通学区域外又は県外からの入学志願承認に当たって、「やむを得ない理由」のある者とは、次のいずれかに該当する者をいう。
 - (1) 本人及び保護者の住所が志願先特別支援学校の通学区域内にある者
 - (2) 保護者が転勤等のために志願先特別支援学校の通学区域内に居住することが確実となった者又は現に通学区域内に居住している者
 - (3) 通学区域内の児童福祉施設等に通学区域外又は県外から措置入所している者
 - (4) 通学区域内の児童福祉施設等に通学区域外又は県外から契約入所している者
 - (5) 隣接県に居住する者で、地形、交通等の関係上、本県の最寄りの特別支援学校へ志願することが妥当と認められる者
 - (6) その他特別な事情がある者
- 3 申請手続
 - (1) 2に該当する者の保護者（保護者が親権を有しながら所在不明の場合は、保護者に相当する者をいう。以下同じ。）は、通学区域外又は県外入学志願承認願（様式2）に住民票の写し（令和6年1月1日以降のもので、本人、保護者及び同居の家族に関するもの）1通を添えて、学校長に申請する。
なお、保護者の転勤又は転居によるときは、保護者の転勤（予定）証明書、新しい住所を証明する書類等を更に各1通添えるものとする。児童福祉施設等への入所によるときは、在所証明書等を更に各1通添えるものとする。
 - (2) 学校長は、申請書の内容を審査し、適当と認めるときは申請者に通学区域外又は県外入学志願承認書（様式3）により承認条項を明示し通知する。
- 4 申請期間
令和6年1月26日（金）、1月29日（月）、1月30日（火）の午前9時から午後4時まで及び1月31日（水）の午前9時から正午までとする。

特別な配慮が必要な生徒に関する事情説明書

令和 年 月 日

(特別支援学校名) 校長 殿

学 校 名

校長氏名

職印

貴校 科を志願する本校生徒の学習・生活状況等は、次のとおりです。

1 志願者氏名

保護者氏名

住 所

2 病名・症状・障害の状況・その他特別な事情等

3 授業において行っている配慮

4 定期試験等で行っている配慮

5 その他学校生活等において行っている配慮

6 特別支援学校高等部受検に際して必要と思われる配慮

(注) 1. 出願時には志願先特別支援学校との特別な配慮に関する調整が完了している必要があるため、本事情説明書は志願の意思を確認でき次第速やかに提出する。

2. その他、特別支援学校と連絡を取りながら、必要な項目を適宜追加して記載する。

3. 本票は日本産業規格 A 4 (縦) とする。

様式2

通学区域外又は県外入学志願承認願

令和 年 月 日

(特別支援学校名) 校長 殿

志願者

現住所

氏名

生年月日

平成 年 月 日生

在学学校名

保護者

現住所

氏名

電話

本人との続柄

次のとおり通学区域外又は県外入学志願をしたいので承認されますようお願いします。

入学を希望する 特別支援学校名	
通学区域外又は 県外入学志願に おける理由及び 事情説明	

※1 承認願を提出する場合は、住民票の写し、保護者の転勤（予定）証明書、新しい住所を証明する書類等を各1通添付すること。

※2 本票は日本産業規格A4（縦）とする。

通学区域外又は県外入学志願承認書

令和 年 月 日

殿

(特別支援学校名) 校長 職印

願い出のあった通学区域外又は県外入学の志願について、承認します。
別記1の2 (1) ~ (5) 又は別記2の2 (1) ~ (6) からの承認条項は次の
とおりです。

承認条項

志願者氏名	
生年月日	平成 年 月 日 生

- ※1 この承認書は、入学願書に添えて提出すること。
- ※2 他の出願にも必要となる場合があるので、あらかじめ写しを保存しておくこと。
- ※3 本票は日本産業規格A4（縦）とする。

追検査受検申請書

令和 年 月 日

(特別支援学校名) 校長 殿

受検番号	
志願者氏名	
保護者氏名	

次の理由により、入学検査を欠席しましたので、追検査の受検を申請します。

欠席理由

上記の通り、相違ないことを認めます。

志願者在籍学校名

校長氏名

職印

※追検査受検申請書への記載は、志願者在籍学校名・校長氏名を除き、保護者等による代筆を認める

契 印

以下は志願先特別支援学校長が記載する

追検査受検承認書

令和 年 月 日

受検番号	
志願者氏名	

追検査の受検を承認します。

(特別支援学校名)

校長氏名

職印

※追検査を受検する者は受検票に加え追検査受検承認書(本状)を持参すること

誓 約 書

令和 年 月 日

(特別支援学校名) 校長 殿

志願者氏名

保護者氏名

次の事項は、事実と相違ないことを誓約します。

なお、事実に相違するときは入学志願、入学許可を取り消されても異存ありません。

記

令和6年度山梨県内の公・私立高等学校を受検し、いずれの高等学校及び特別支援学校にも入学許可予定者となっていないこと。

以上

上記のことを証明します。

令和 年 月 日

学 校 名

校長氏名

職印

(注) 本票は日本産業規格A4(縦)とする。

様式6

調査書

志願変更確認	※ 高校職印	受検番号	※	※		
氏名（ふりがな） 男 女 (· 生)		令和 平成	入学 転入学	保護者の住所		
		令和 平成	卒業 卒業見込			
記載事項に誤りがないことを証明します。		令和 年 月 日				
所 在 地			職印	記載責任者氏名		

※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※
各教科の学習の記録	教 科		評 定			行動の記録	項 目	状況	項 目	状況
			第1学年	第2学年	第3学年		基本的な生活習慣		思いやり・協力	
	国 語				健康・体力の向上			生命尊重・自然愛護		
	社 会				自主・自律			勤労・奉仕		
	数 学				責 任 感			公正・公平		
	理 科				創 意 工 夫			公共心・公徳心		
	音 楽				進路の希望					
	美 術				活 動 の 事 実					
	保健体育				学年 内容		第1学年	第2学年	第3学年	
	技術・家庭				学級活動					
外 国 語				生徒会活動						
総学習的な時間	第1学年内容			学校行事						
	第2学年内容			部活動						
	第3学年内容			諸活動の記録（上記諸活動の実績等）						
欠席の記録	学年	欠席日数	欠席の主な理由			校 外 活 動 の 記 錄（社会参加活動、受賞等）				
	1									
	2									
	3									
健 康 に 関 す る 特 記 事 項						その 他 特 記 事 項				

(注) 1. ※ 欄は記入しないこと。
 2. 保護者の住所は志願者と同じ場合も必ず記載すること。
 3. 本票は日本産業規格A4（縦）とする。

出願者一覧表（　枚中　　枚目）（全日制・定時制）

高等学校長 殿

令和 年 月 日

男子 人	総 数	人	学校名 校長氏名				職印	
一連 番号	※ 受検番号	氏 名	性別	「志願学科」または「普通科のコース希望」 第一 第二				備 考
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								
11								
12								
13								
14								
15								
16								
17								
18								
19								
20								
21								
22								
23								
24								
25								

(注) 1. 全日制課程における募集の場合は全日制と、定時制課程における募集の場合は定時制と表記すること。

2. この一覧表は、志願先高等学校、全日制（前期・後期・再募集）・定時制（入学者選抜・再募集）別に作成し、出願書類に添付すること。

3. 受検番号は記入しないこと。

4. 「志願学科」または「普通科のコース希望」欄は、願書に準じて記入すること。

5. 特別支援学級在籍生徒については、備考欄に「特別の教育課程」と記入すること。

6. 本票は日本産業規格A4（縦）とする。

様式8

【病弱者用】

診 断 書

ふりがな 氏名		性別	男・女
生年月日	年 月 日	生(満)	歳
住所			

病名	
通院加療の状況	治療開始日 年 月 日
	治療頻度
服薬の状況 (薬名、頻度等)	
日常生活の制限 (生活規制等)	
現在の健康状態に 関する総合所見	

上記のとおり 学校教育法施行令 22 条の 3 に該当することを診断いたします。

- 1 慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が継続して医療又は生活規制を必要とする程度のもの
- 2 身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要とする程度のもの

令和 年 月 日

医療機関名

医師（氏名）

印

令和6年度 県立特別支援学校幼稚部及び高等部入学者選抜日程

通常日程			通常日程			通常日程		
令和6年 1月			令和6年 2月			令和6年 3月		
1 月			1 木	桃花台学園入学検査		1 金		
2 火			2 金			2 土		
3 水			3 土			3 日		
4 木			4 日		変更日程			
5 金			5 月	桃花台学園追検査	5 月			
6 土			6 火		6 火			
7 日			7 水		7 水	桃花台学園追検査		
8 月 成人の日			8 木		8 木			
9 火			9 金	桃花台学園入学許可予定者発表	9 金	桃花台学園入学許可予定者発表		
10 水			10 土					
11 木			11 日 建国記念の日					
12 金			12 月 振替休日					
13 土			13 火					
14 日			14 水					
15 月			15 木					
16 火			16 金					
17 水			17 土					
18 木			18 日					
19 金			19 月					
20 土			20 火					
21 日			21 水					
22 月			22 木					
23 火			23 金 天皇誕生日					
24 水			24 土					
25 木			25 日					
26 金			26 月					
27 土			27 火					
28 日			28 水					
29 月			29 木					
30 火								
31 水								

受検生が安全・安心に受検できる環境を確保するため、基本事項において通常日程として定めた日程のうち、令和6年2月5日(月)から令和6年2月9日(金)及び令和6年3月9日(土)から令和6年3月21日(木)については、感染症罹患者の回復期間に配慮し、日程を変更して実施する。

※志願者は、令和5年12月28日(木)までに、志願先特別支援学校の教育相談を予め受けるものとする。(志願先の特別支援学校の中学校部を令和6年3月卒業見込みの者を除く。)

山梨県立特別支援学校通学区域等に関する規則

平成 8 年 1 月 18 日
教育委員会規則第 2 号

(目的)

第 1 条 この規則は、山梨県立特別支援学校(以下「特別支援学校」という。)の高等部の通学区域並びに小学部及び中学部の就学区域(以下「通学区域等」という。)について必要な事項を定めることを目的とする。

(通学区域等)

第 2 条 特別支援学校の高等部に入学しようとする者は、保護者(子に対して親権を行う者、親権を行う者のないときは、未成年後見人又は未成年後見人の職務を行う者をいう。以下同じ。)の住所の所属する通学区域の特別支援学校の高等部に志願するものとする。

2 学校教育法施行令(昭和 28 年政令第 340 号)第 14 条第 2 項に定める学齢児童又は学齢生徒の就学の指定は、保護者の住所の所属する就学区域の特別支援学校の小学部又は中学部に行うものとする。

3 特別支援学校の通学区域等は、別表のとおりとする。

4 前 3 項の規定は、教育長が特に必要と認めた者には適用しない。

別表(第二条関係)

(平 19 教委規則一二・全改、平 26 教委規則七・令 2 教委規則一・一部改正)

学校名	通学区域等
山梨県立盲学校	県下全域
山梨県立ろう学校	県下全域
山梨県立甲府支援学校 (小学部・中学部)	中巨摩郡、甲府市、山梨市、甲斐市、笛吹市、甲州市及び中央市
山梨県立甲府支援学校 (高等部)	西八代郡、南巨摩郡、中巨摩郡、甲府市、山梨市、甲斐市、笛吹市、甲州市及び中央市
山梨県立あけぼの支援学校	韮崎市、南アルプス市及び北杜市。ただし、山梨県立あけぼの医療福祉センターで加療中の者にあっては県下全域
山梨県立わかば支援学校 (小学部・中学部)	中巨摩郡、韮崎市、南アルプス市、北杜市、甲斐市及び中央市(旧豊富村の区域を除く。)
山梨県立わかば支援学校 (高等部)	西八代郡、南巨摩郡、中巨摩郡、韮崎市、南アルプス市、北杜市、甲斐市及び中央市(旧豊富村の区域を除く。)
山梨県立わかば支援学校 ふじかわ分校	西八代郡及び南巨摩郡
山梨県立やまびこ支援学校	南都留郡のうち道志村、北都留郡、都留市、大月市及び上野原市
山梨県立富士見支援学校	県下全域(地方独立行政法人山梨県立病院機構山梨県立中央病院で加療中の者に限る。)
山梨県立富士見支援学校 旭分校	県下全域(地方独立行政法人山梨県立病院機構山梨県立北病院で加療中の者に限る。)
山梨県立ふじざくら支援学校	南都留郡(道志村を除く。)及び富士吉田市
山梨県立かえで支援学校	甲府市、山梨市、笛吹市、甲州市及び中央市(旧豊富村の区域に限る。)
山梨県立高等支援学校 桃花台学園	県下全域
山梨県立特別支援学校 うぐいすの杜学園	県下全域(山梨県立子ども心理治療センターうぐいすの杜に児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第二十七条第一項第三号の規定に基づき措置中の者に限る。)

山梨県公立高等学校等の所在地及び電話番号

○公立高等学校

学 校 名	所 在 地	電話番号
山梨県立北杜高等学校	〒408-0023 北杜市長坂町渋沢 1007-19	0551-20-4025
山梨県立韮崎高等学校	〒407-0015 韮崎市若宮 3-2-1	0551-22-2415
山梨県立韮崎工業高等学校	〒407-0031 韮崎市竜岡町若尾新田 50-1	0551-22-1531
山梨県立甲府第一高等学校	〒400-0007 甲府市美咲 2-13-44	055-253-3525
山梨県立甲府西高等学校	〒400-0064 甲府市下飯田 4-1-1	055-228-5161
山梨県立甲府南高等学校	〒400-0854 甲府市中小河原町 222	055-241-3191
山梨県立甲府東高等学校	〒400-0805 甲府市酒折 1-17-1	055-237-6931
山梨県立甲府工業高等学校	〒400-0026 甲府市塩部 2-7-1	055-252-4896
山梨県立甲府城西高等学校	〒400-0064 甲府市下飯田 1-9-1	055-223-3101
山梨県立甲府昭和高等学校	〒409-3866 中巨摩郡昭和町西条 3000	055-275-6177
山梨県立農林高等学校	〒400-0117 甲斐市西八幡 4533	055-276-2611
山梨県立巨摩高等学校	〒400-0306 南アルプス市小笠原 1500-2	055-282-1163
山梨県立白根高等学校	〒400-0211 南アルプス市上今諏訪 1180	055-284-3031
山梨県立青洲高等学校	〒409-3601 西八代郡市川三郷町市川大門 1733-2	055-272-1161
山梨県立身延高等学校	〒409-2531 南巨摩郡身延町梅平 1201-2	0556-62-1045
山梨県立笛吹高等学校	〒406-0031 笛吹市石和町市部 3	055-262-2135
山梨県立日川高等学校	〒405-0025 山梨市一町田中 1062	0553-22-2321
山梨県立山梨高等学校	〒405-0018 山梨市上神内川 194	0553-22-1621
山梨県立塩山高等学校	〒404-0047 甲州市塩山三日市場 440-1	0553-33-2542
山梨県立都留高等学校	〒401-0013 大月市大月 2-11-20	0554-22-3125
山梨県立上野原高等学校	〒409-0133 上野原市八ツ沢 555	0554-62-4510

学 校 名	所 在 地	電話番号
山梨県立都留興譲館高等学校	〒402-0053 都留市上谷 5-7-1	0554-43-2101
山梨県立吉田高等学校	〒403-0004 富士吉田市下吉田 6-17-1	0555-22-2540
山梨県立富士北棱高等学校	〒403-0017 富士吉田市新西原 1-23-1	0555-22-4161
山梨県立富士河口湖高等学校	〒401-0301 南都留郡富士河口湖町船津 6663-1	0555-73-2511
山梨県立中央高等学校	〒400-0035 甲府市飯田 5-6-23	055-226-4411
山梨県立ひばりが丘高等学校	〒403-0032 富士吉田市上吉田東 4-3-1	0555-22-8015
甲府市立甲府商業高等学校	〒400-0845 甲府市上今井町 300	055-241-7511
北杜市立甲陵高等学校	〒408-0021 北杜市長坂町長坂上条 2003	0551-32-3050

○県立特別支援学校（高等部設置校）

学 校 名	所 在 地	電話番号
山 梨 県 立 盲 学 校	〒400-0064 甲府市下飯田二丁目 10-2	055-226-3361
山 梨 県 立 ろ う 学 校	〒405-0016 山梨市大野 1009	0553-22-1378
山梨県立甲府支援学校	〒400-0064 甲府市下飯田二丁目 10-3	055-226-3322
山梨県立あけぼの支援学校	〒407-0046 菅崎市旭町上條南割 3251-1	0551-22-6131
山梨県立わかば支援学校	〒400-0226 南アルプス市有野 3346-3	055-285-1750
山梨県立やまびこ支援学校	〒409-0618 大月市猿橋町桂台三丁目 31-1	0554-23-1943
山梨県立ふじざくら支援学校	〒401-0301 南都留郡富士河口湖町船津 6663-1	0555-72-5161
山梨県立かえで支援学校	〒400-0807 甲府市東光寺二丁目 25-1	055-223-6355
山梨県立高等支援学校 桃花台学園	〒406-0026 笛吹市石和町中川 1400	055-263-7760

問い合わせ先 山梨県教育委員会

総務課 教育企画室 高校改革担当	TEL	(055) 223-1767番 (直通) (055) 237-1111番 内線 8026、8027
高校教諭課 指導担当	TEL	(055) 223-1766番 (直通) (055) 237-1111番 内線 8337、8338
FAX共通 (055) 223-1768番		
特別支援教育・児童生徒支援課 特別支援教育担当 (県立特別支援学校)	TEL	(055) 223-1752番 (直通) (055) 237-1111番 内線 8310、8324
	FAX	(055) 223-1759番